

第3 個別の監査結果及び意見

1. 障がい福祉に関する計画

(1) 実施した監査手続き

障がい者計画に記載されているそれぞれの各論項目の「現状」と「課題」に対して、解決していくための「今後の取組方向」について、その取組の状況について障がい福祉課担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧した。

また、第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）における目標指標の設定及びその達成状況の管理状況について障がい福祉課担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧した。

(2) 監査の結果

① 障がい者計画と実態との乖離【指摘】

障がい者計画において、「今後の取組方向」として記載された「現状」と「課題」への対応策について、実際には取組がなされていない項目がある。

障がい者計画は総論と各論から構成されており、その目次構成は以下のとおりとなっている。

【障がい者計画の目次構成】

総論	1	計画策定の背景・趣旨
	2	計画の概要
	3	施策の体系
	4	障がい者の現状
	5	障がい者を取り巻く状況の変化
各論	1	自立と社会参加の拡大
	1(1)	障がいの受容に対する支援
	1(2)	特別支援教育等の充実
	1(3)	雇用・就労の促進と所得の向上
	1(4)	文化芸術活動・スポーツ等を通した社会参加の推進
	2	地域で生き活きと生活するための基盤整備
	2(1)	相談支援の充実・ネットワーク化の推進
	2(2)	地域生活の支援
	2(3)	地域生活支援のための施設サービスの充実
	2(4)	質の高いサービスの提供
	2(5)	高齢化に応じた支援
	2(6)	精神保健・医療の適切な提供
	2(7)	様々な障がいへの対応の強化

	3	共に支え合う地域づくり
	3(1)	差別の解消と権利擁護の推進
	3(2)	バリアフリー化の促進
	3(3)	地域における見守り、支援の充実
	3(4)	災害時の支援・防災対策等の推進

各論部分は、括弧のさらに小項目について「現状」「課題」「今後の取組方向」というかたちでそれぞれの論点の整理を行っている。

小項目は合計 91 項目からなっている。小項目の多くは「現状」「課題」「今後の取組方向」がそれぞれ複数個記載されており、「課題」の総数は 198、「今後の取組方向」の総数は 323 にのぼる。

これら 323 の「今後の取組方向」について、具体的な取組内容、事務事業、予算の状況について整理を依頼した。その結果、以下「今後の取組方向」の 12 項目については具体的な取組はなされていなかった。

「今後の取組方向」という文言からすれば、あくまで方向を設定したものであるため、ただちに具体的な取組として確実に取組を実施していくものではないかもしれない。しかし、方向性だけを示してなんら取組を実施しない場合には結果として「課題」への対応を放置することとなり、障がい福祉行政の推進を阻害する結果となると考えらえる。従って、計画において「現状」「課題」「今後の取組方向」として論点整理を実施したのであれば、「課題」への対応として「今後の取組方向」を具体的な取組として推進していくことが必要である。

具体的な取組を実施していない項目については、未実施となったことによる対応すべき「課題」に対する影響を評価のうえ、取組の実施の可否について検討されたい。

また、障がい者計画は令和 5 年度が次計画の策定年度となっていることから、次計画策定においては必要な取組を記載するのであれば「今後の取組方向」という記載は改めるとともに確実に実施すべき取組として論点を整理されたい。

【将来の取組方向として記載されたが具体的な取組が実施されていないもの】

課題	今後の取組方向
身体障がい、知的障がい、精神障がいの場合には、障がい種別ごとに団体を組織し、お互いに制度等の情報交換を行うなど、障がいを受容しながら社会的に自立するため努力しており、これら団体と協力しながら支援の輪を広げていく必要があります。	県は、障がい者が自らの経験に基づき、同じ障がい者仲間からの相談に応じて、自立に向けた支援を行うピアカウンセリングに対する支援に努めます。

課題	今後の取組方向
保育所等訪問支援などの障がい児支援サービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになりますことで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。	県は、児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図ることで、地域における重層的な障がい児通所支援体制の構築を図ります。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等による保育所等訪問支援事業の実施を推進します。
共同生活援助（グループホーム）の開設にあたっては、消防法、建築基準法、都市計画法による法的規制に加え、地域住民から開設を反対される場合もあり、開設に多くの時間や費用を要するケースもあります。	県は、グループホームの必要性や障がいの理解について、市町村と連携して地域住民に対する周知に努めます。
地域生活への移行に向けて、山形県障がい福祉計画では指定障がい福祉サービスの必要な量について数値目標を設定しておりますが、自立訓練、生活介護及び就労移行支援においては、見込んでいる必要な量に達しておりません。	事業者等の情報把握や働きかけについて、市町村や各障がい福祉関係団体等との情報共有を図り、連携を進めます。
障がい者やその家族が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の整備を行う必要があります。	県は、地域リハビリテーション活動支援事業により、リハビリテーション職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防の強化を行います。
県内の養成機関を卒業し就職する理学療法士及び作業療法士の県内就職率は5割程度であり、さらに県内定着を図る必要があります。	県内の養成機関においては、より高度な医学知識と医療技術を有し、患者ニーズの多様化に対応できる質の高い保健医療従事者を養成し、安定的に供給するよう努めるとともに、卒業生の県内定着を促進します。
児童発達支援センターについては、山形県第1期障がい児福祉計画において、令和2年度末までに各市町村に1か所以上	県は、児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関とし、障がい児通所支援等を実施する事業所との緊密な連

課題	今後の取組方向
設置することを目標としていますが、設置が進んでいません。	携による重層的な障がい児支援体制の構築を図るため、各市町村に対して設置を促していきます。
高齢期の障がい者に対して、個々の実態に合わせた支援が適切に行えるよう体制を整える必要があります。	県は、介護保険施設への入所が適當と思われる入所者のスムーズな移行を図るために、市町村における障がい・介護担当部局間の連携の推進及び制度の周知を行うことで、引き続き移行を促進していきます。
	県は、障がい及び介護施設・事業所職員、相談支援専門員、介護支援専門員に対し、障がい者支援施設及び介護保険施設における、入所者の高齢化対策の実践事例の発表や意見交換を行うほか、「知的障がい者の認知症」など、両分野にまたがる課題について学ぶ機会を設け、支援者の育成を図ります。
	県は、在宅診療を支えるかかりつけ医と介護サービス計画を作成する介護支援専門員、障がい福祉サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の連携強化や地域包括支援センターにおける総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等に関する介護支援専門員への支援を行います。
高齢化した障がい者及び高齢期以降に障がいが発生した高齢者（高齢障がい者）の支援については、支援をマネジメントする介護支援専門員（ケアマネジャー）（介護側）と相談支援専門員（障がい側）とが、互いに高齢者支援及び障がい者支援に関する知識・技術を学び、理解を深めるとともに、支援に必要な情報を共有できる連携体制の構築が必要です。	県は、「山形県地域福祉推進計画（第4期）」に沿って、市町村における「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進します。
避難所生活を余儀なくされることもありますが、生活をする上で特別な支援を必要	県は、災害発生時における緊急入所及び社会福祉施設等の被災に伴う居所の移動

課題	今後の取組方向
要とする方もおり、避難所での生活が困難な側面があり、そのための配慮や備えについての情報周知等が必要です。	等に備えるため、地域住民等の連携や施設相互間のネットワークの形成を促進します。

② 障がい者計画における数値目標の効果測定未実施【指摘】

障がい者計画における数値目標について、目標年度を経過した項目について実績評価がなされていない。また、計画期間中に障がい福祉計画の目標が見直されたにもかかわらず、障がい者計画の数値目標の改定を実施していないなど計画の進行管理がなされていない。

障がい者計画は計画の推進体制として以下の記載がある。

【障がい者計画推進体制】

(障がい者計画 P 3 抜粋)

(4) 計画の推進体制

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等の生活環境の整備等、広範な分野にまたがっており、障がいの内容、程度やライフステージに応じたきめ細かな一貫したサービスが提供できるよう、障がい者に着目した横断的な視点を持ちながら、関係部局、関係機関・団体が連携し、総合的に取り組みます。

障がい者や障がい福祉関係者などで構成する「山形県障がい者施策推進協議会」に計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

また、計画の進捗状況等を客観的に判断できるよう数値目標を設定し、P D C A サイクルにより検証します。

数値目標は合計 40 あり、それぞれの目標について、目標年度が定められている。目標年度は以下のとおりの分布となっている。

【数値目標数と目標年度】

目標年度	目標数（個数）
令和 2 年	34
令和 3 年	1
令和 4 年	1
令和 5 年	4
合計	40

令和 4 年時点においては、少なくとも 35 の目標については実績が確定されている

はずであり、これらについては実績の評価と新たな目標設定がなされるべきであるが、実施されていない。

また、「第5次山形県障がい者計画において重点的に取り組む事項の数値目標」として以下の取扱を明示している。

【重点的に取り組む事項の数値目標】

(障がい者計画 P97 を抜粋)

計画の進捗状況等を客観的に判断できるよう数値目標を設定します。

なお、設定にあたっては、障がい福祉サービスや障がい者雇用・就労に関する数値目標等、障がい者の地域生活に影響が大きい事項を重点的に設定します。

また、設定にあたって、他の計画から数値目標を引用しており、障がい者計画の計画期間中に数値目標が見直された場合、計画期間途中で改訂します。

障がい者計画の目標は、他の計画（例えば障がい福祉計画）で設定している目標を多く含むことから、他の計画を改定した際には、目標数値を都度改定することが必要になる。数値目標のうち 28 項目については、障がい福祉計画において定められた指標と同一であるため、障がい福祉計画の計画時点で障がい者計画の数値目標を改定する必要があるが改定されていない。

さらに、「現状」「課題」「今後の取組方向」として論点整理された事項について、監査人が「今後の取組方向」の取組状況を確認依頼するまで、取組実施の状況の確認をしていない。

一般的に計画は進行管理として、Plan, Do, Check, Action のサイクルにより確実な取組推進が求められるが、障がい者計画においては、①に記載のとおり一部の項目で Do がなされておらず、Do の結果の確認・分析である Check も実施されていない状況である。結果として、現行の障がい者計画は計画されてからの進行管理がなされておらず、障がい者福祉施策の推進状況が判断できない状況となっている。

これらの状況を改善していくためには、障がい者計画の数値目標の達成状況を確かめるとともに、達成されていない数値目標の原因分析を実施し、対応策を講じていくことが必要である。また、個々の取組については「現状」「課題」「取組方向」を再度見直し、実施した取組の成果を把握し「課題」が解消されるために必要な取組を再定義することが必要である。

③ 障がい福祉計画の目標設定とその進捗管理について【指摘】

障がい福祉計画においては、成果目標と活動指標が設定されている。成果目標を達成するための重層的な取組として具体的な活動を活動指標として指標化し、目標達成を目指す建付けとなっている。従って成果目標と活動指標は一体となって達成すべき

指標という意味でそれぞれの実績管理は重要である。

そのため、障がい福祉計画において、目標設定と進捗管理について、以下の取扱が明示されている。

【目標設定と進捗管理に関する取扱い】

(障がい福祉計画 P5 を抜粋)

本計画の達成状況等については、成果目標及び活動指標の実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、中間評価として分析を行い、山形県障がい者施策推進協議会に報告し、その審議を経て公表します。

また、国は障がい福祉計画の作成等について基本的な指針を示しており、定期的な調査、分析及び評価について以下のとおり示している。

【国の障がい福祉計画の作成等に係る基本的な指針】

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】を抜粋）

8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずる。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。これに加え、活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

これらを踏まえ、山形県の障がい福祉計画の成果目標と活動指標の進捗管理状況を確かめた。

障がい福祉計画 P24においては以下のような活動指標が設定されている。

【活動指標】

項目	数値	考え方
障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	3人	令和5年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数

前回（令和30年3月策定）の障がい福祉計画における同数値が45人であったため、数値急減の理由についてヒアリング（令和4年8月実施）したところ、令和5年度活動指標の3人は数値の記載誤りであり、35人が正しいとのことであった。

また、障がい福祉計画P52において以下のような実績評価がなされている。

【障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数実績】

項目	令和2年度見込み	令和元年度実績	進捗率
障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	45人	2人	4%

障がい福祉計画における実績評価として、同じくヒアリングによると令和元年度実績2人、進捗率4%は数値の記載誤りであり、それぞれ18人、40%が正しいとのことであった。実績と進捗率が誤ってしまっており、結果として実績評価を誤っている。

加えて障がい福祉計画P48において以下のような実績評価がなされている。

【就労移行支援事業の利用者数実績】

項目	令和2年度末までの目標	状況	進捗率
就労移行支援事業の利用者数	286人 (平成28年度利用者238人の1.2倍)	199人 (令和元年度末時点)	▲81%

令和2年度末までの目標である286人に対して実績として199人であったのということであれば、進捗率は199人/286人=70%となるはずであるが、▲81%となっている。同じくヒアリングによると▲81%は数値の記載誤りであり、70%が正しいとのことであった。進捗率が誤っており、やはり実績評価を誤っている。

障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数及び就労移行支援事業の利用者数は、福祉施設から一般就労への移行促進を進めるうえで重要な活動指標であると考える。いずれの誤りも監査人からのヒアリングにより発見されており、目標

管理と実績評価が実効的であれば、定期的な点検（年度目標値であれば毎年の点検）を実施することで、必ず誤りに気づき修正するはずである。そのような進行管理体制が構築・運用されていない点が本質的な問題であると考える。従って、目標設定する際にこれまでの実績評価を適切に実施したうえで、新たに設定された目標値について定期的な点検を実施し、その結果を受けて対応策を検討していくという一連のプロセスが有効に機能するよう計画管理をすべきである。その際、一連のプロセスの重要な役割を果たすのが山形県障がい者施策推進協議会であると思われるため、障がい福祉課のみならず、当該協議会も交えた有効な計画推進体制の構築・運用を改めて検討されたい。

④ 障がい者計画と障がい福祉計画の一体管理について【意見】

障がい者計画と障がい福祉計画は、国の所管省庁が異なることもあり、同じ障がい福祉施策にかかわる計画ではあるものの、策定趣旨などは若干異なるものとなってい る。

【障がい者計画と障がい福祉計画の比較表】

	障がい者計画	障がい福祉計画
内容	障害者基本法第11条第2項の規定による都道府県障害者計画（障がい者のための施策に関する基本的な計画）	障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」を、一体として策定する計画（市町村障がい福祉計画等の達成に資するため、各市町村と連携しながら、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施について定める計画）
期間	令和元年度から令和5年度まで（5年間）	令和3年度から令和5年度まで（3年間）

2つの計画は異なるものの、障がい者計画の目標数値40のうち28については障がい福祉計画の目標値と同一の目標を共有していることからも、2つの計画の関係性は深いといえる。

一方で、2つの計画は策定年限が5年、3年と相違し、②で記載したとおり双方の目標数値について計画更新の都度改定が必要になり、計画の進捗管理をしていく上で煩雑となる。事実として山形県では障がい福祉計画において設定した目標値を、障が

い者計画においても改定するという作業を失念している。

従って、2つの計画は一体的に策定のうえ、障がい福祉計画は障がい者計画の中間年度の更新というかたちで設定することも検討されたい。なお、青森県、秋田県、東京都など他の都道府県では2つの計画を一体的に策定している。

⑤ 指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価について【意見】

障がい福祉サービス等のサービスレベルの向上と利用者のサービス・事業者選択の有用性を高めるため、事業者は第三者による評価を受審することが推奨されている。そのために都道府県には以下のような支援が求められているところである。なお、国の指針においては令和2年の改正以前の平成29年の改正時においても同一の記載がなされており、この間、国の指針の考え方には変更はない。

【指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価に係る国の指針】

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】を抜粋)

(二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

また、障害者総合支援法等一部改正法により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等または障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。

これを受け、山形県の指定サービス事業の第三者評価の受審状況は以下のとおりである。

【第三者評価受審状況】

年度	受審件数	受審割合
平成 29 年度	2 施設	0.002%
平成 30 年度	4 施設	0.003%
令和元年度	0 施設	0%
令和 2 年度	0 施設	0%
令和 3 年度	7 施設 (※)	0.005%

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

(※ 1 法人が 7 施設について受審しており、法人ベースでは 1)

一方で、障がい福祉計画（平成 30 年 3 月）、障がい者計画（令和元年 8 月）、障がい福祉計画（令和 3 年 3 月）において、第三者評価に関する記載は以下のとおりとなっている。

【関連計画における第三者評価に関する記載】

計画年度	記載内容
障がい福祉計画 平成 30 年 3 月	<p>2 指定障がい福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価等</p> <p>指定障がい福祉サービス事業者が福祉サービス第三者評価機関の評価を受け、常に福祉サービスの利用者の立場に立った良質かつ適切なサービスが提供できるよう、第三者評価の制度の周知に努めます。</p> <p>また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が図れるように、当該制度の周知を進めます。</p>
障がい者計画 令和元年 8 月	<p>(4) 質の高いサービスの提供</p> <p>①サービス評価等の実施によるサービスの向上</p> <p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉サービス第三者評価」とは、福祉サービスを提供する事業者のサービスの内容について、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的・客観的な立場から評価し、その結果を公表する仕組みです。事業者の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としており、評価結果は、利用者・家族の情報資源となります。 ・県では、県が推進組織となり、第三者機関による障がい福祉サービスの評価事業を実施しています。

	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度までに 31 施設が第三者評価を受審しており、そのうち障がい関係施設は 4 施設となっています。 事業者において解決が困難な苦情等に対応するため、山形県社会福祉協議会に「山形県福祉サービス運営適正化委員会」を設置し、苦情解決に向けた調査、助言、斡旋を行うとともに、制度の周知を図るための広報活動を推進しており、県はこれを支援しています。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者本位の質の高いサービス提供のためには、各事業者は自ら提供するサービスについて点検し、改善していく必要があります。 サービスの評価は、利用者のサービス選択の際の重要な情報であり、事業者の継続的な事業点検とサービス水準の向上のために不可欠なものであり、社会的養護関係施設以外の施設には第三者評価の受審が義務付けられておらず、事業者には受審費用に加え、評価項目や手順の多さなどの負担感もあり受審率は低調となっており、受審の促進を図っていくことが必要です。 <p>[今後の取組方向]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県は、福祉サービス事業者に制度周知や受審を働きかけるなど、評価機関と連携して事業の普及促進に努めます。 ○県は、利用者の苦情に迅速・的確に対応できるよう、県福祉サービス運営適正化委員会の運営内容の充実を支援します。
	<p>⑤障がい者に対する虐待の防止</p> <p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する虐待を防止し、障がい者の権利・利益を擁護するため、平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。 県には市町村相互間の連絡調整や市町村に対する情報提供等の業務を行う「山形県障がい者権利擁護センター」が、県内全ての市町村には障がい者虐待の対応窓口となる「障がい者虐待防止センター」が設置され、虐待に対する対応を行っています。 県は、障がい者に対する虐待を防止し、障がい者が尊厳を持って安心して暮らすことができる地域づくりの実現に向けて「山形県高齢者・障がい者虐待防止会議」を設置しています。 本県における各年度の障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、養護者による虐待は、それぞれ一定数発生している状況にあります。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障が

	<p>い者の自立及び社会参加にとって、虐待を防止することは極めて重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者による虐待防止のための養護者に対する支援を行うため、虐待防止の周知・啓発、関係機関職員の資質向上、効果的な連携協力体制の充実を図る必要があります。 <p>[今後の取組方向]</p> <p>○県は、引き続き、障がい者に対する虐待の防止や早期発見及び権利擁護のための啓発パンフレットを作成・配布するなどの広報を通じ、県民に向けての虐待防止や通報義務の周知・啓発を行います。</p> <p>○県は、引き続き、障がい者に対する虐待の防止や権利擁護についての理解を深めるための障がい福祉サービス事業所等職員の管理者等を対象とした研修や、虐待の相談や事案に対する迅速な対応を図るための市町村担当職員を対象とした研修を行います。</p> <p>○県は、市町村等の関係機関と、障がい者に対する虐待への迅速かつ効果的な支援が行える体制づくりを進めるとともに、市町村等と連携し、虐待に関する情報を共有し、虐待を受けた障がい者等の支援の充実に努めます。</p> <p>○県は、障がい福祉サービス事業所等における虐待防止対策として、「山形県指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、虐待防止のための責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設従事者に対し研修を行う等の措置を講じるよう規定しているところであり、この措置について、福祉サービス第三者評価事業を活用し、第三者による評価を受けることを推進していきます。</p>
障がい福祉計画 令和3年 3月	記載なし

このように第三者評価に関する記載は障がい福祉計画（令和3年3月）においては記載がなくなっている。ただし、障がい者計画（令和元年8月）は現在計画期間中であるため、障がい者計画（令和元年8月）にのみその取組が生きている状況である。障がい福祉計画（令和3年3月）において第三者評価実施について記載削除した点について質問したところ、県は第5期山形県障がい福祉計画（平成30年3月）で当該事項を掲載していた「第8 指定障がい福祉サービス等に従事する者の確保又は資質

の向上のために講ずる措置等」は、事業所職員の確保または資質向上に係る項目であり、サービスの質の評価に係る当該事項は項目の内容と一致しないため削除した、とその理由を回答している。

記載する項目が無いために取組を削除するというのは本末転倒であり、施策に対しては必要に応じて項目を設定すべきものであり、削除するのは取組の必要性が減少したという論拠が必要であると考える。

また、第三者評価を推進すべき県が県営の指定サービス事業に対して第三者評価を実施していない。取組を推進すべきと計画に謳っておきながら、自らの事業について第三者評価を実施しないのは説得力に欠ける。必要があるのであれば予算化し第三者評価を実施すべきである。

令和3年2月に県営福祉型障がい児入所施設である最上学園において令和元年度から令和2年度にかけて虐待事案が発生したことを報告している。障がい福祉計画における虐待防止の取組について以下再掲する。

【障がい福祉計画における虐待防止の取組】

(障がい者計画 P76 を抜粋)

○県は、障害福祉サービス事業所等における虐待防止対策として、「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、虐待防止のための責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設従事者に対し研修を行う等の措置を講じるよう規定しているところであり、この措置について、福祉サービス第三者評価事業を活用し、第三者による評価を受けることを推進していきます。

記載によれば虐待防止対策として、「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」における指定の基準準拠性を第三者評価により担保していくことの意義について、県はその有用性を認めているものと考えられる。しかし、実際には、最上学園を含む県営施設について第三者評価を実施せず、結果として虐待事案は発生している。実際に発生した虐待事案と第三者評価未実施という点の因果関係の有無は不明であるが、第三者評価の虐待防止の意義を認める県の考え方によれば、一定の防止効果があったはずであると捉えるのが自然である。しかし、残念ながら虐待事案は発生した。この点について、計画で推進することを記載しておきながら第三者評価を実施しないという対応方法について再考のうえ、必要な取組を確実に実施する体制を構築されたい。

なお、第三者評価を実施するためには運営事業者は金銭的負担が必要になる。そのために山形県の運営事業者の第三者評価の受審率が向上しないという側面は否めない。従って、指定の基準に準拠しているかどうかについてセルフチェックシートを県

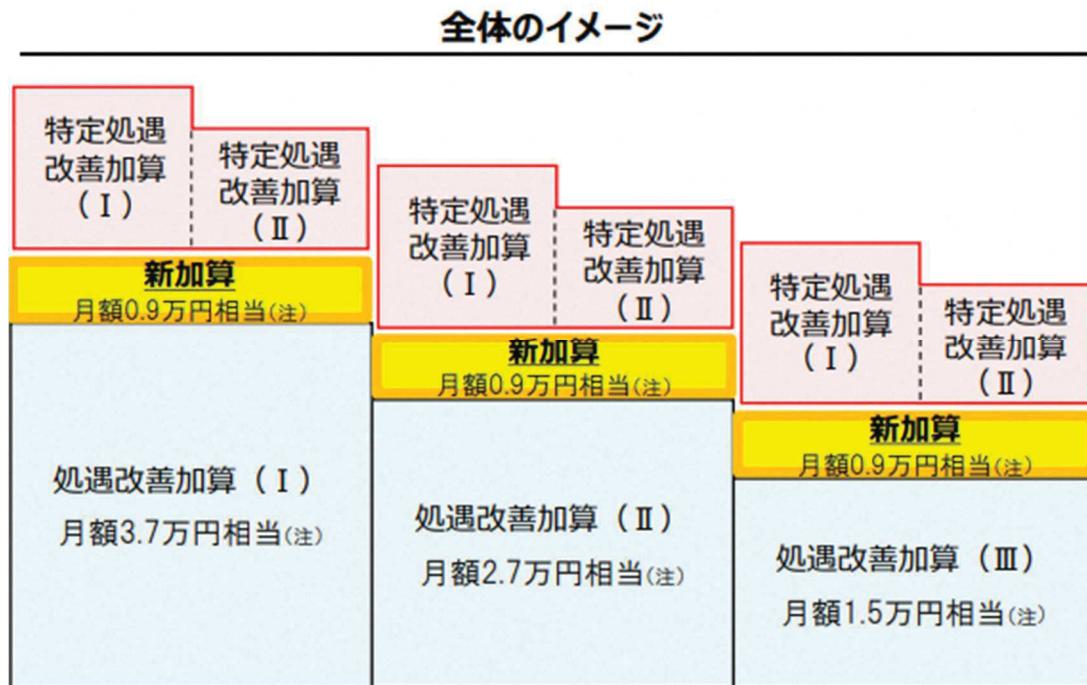
が各事業者に提供し、事業者はそのセルフチェックシートを利用した自己評価を実施のうえ、県はその内容を確認するなど代替的な対応策を構築していくことを具体的な取組として実施していく工夫が必要である。宮城県などでは県ホームページから独自のセルフチェックシートを公開・配付するなどセルフチェックの充実強化への対応をしているようである。

⑥ 福祉・介護職員の改善の加算取得について【意見】

国は福祉・介護サービス量の増加とサービスレベルの向上に資するため、福祉・介護職員の人材確保、人材高度化を図る取組として、福祉・介護職員の給与等を向上させる福祉・介護職員の処遇改善にかかる加算を実施している。当該処遇改善加算は福祉サービスの報酬請求に加算されるかたちで事業者に支払われ、加算相当分はそのまま職員給与等として職員に支給されることとなる。結果として職員給与の向上が図られることで福祉・介護の人材確保につながるものである。

制度の概要は以下のとおりである。

【処遇改善加算制度等のイメージ】



(注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付)

(出所：厚労省 HP 「処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の概要）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

■対象：事業所が、①経験・技能のある障がい福祉人材、②他の障がい福祉人材、③その他の職種に配分

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。

➢処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること

➢処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

➢処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

新加算（福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）

■対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

➢処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること

➢賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用すること

※「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」。

福祉・介護職員処遇改善加算

■対象：福祉・介護職員のみ

■算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(I)	加算(II)	加算(III)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

<キャリアパス要件>

①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること

②資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること

③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

山形県の処遇改善加算の取得状況については、以下のとおりとなっている。

	県内事業所 総数	福祉・介護職員 処遇改善加算 取得事業所数	取得率（県内）	取得率（全国） ※各年度 10月現在値
平成 29 年度末	1,636	1,022	62.5%	公表データなし
平成 30 年度末	1,711	1,093	63.9%	79.8%
令和元年 度末	1,773	1,153	65.0%	81.8%
令和 2 年 度末	1,832	1,205	65.8%	83.1%
令和 3 年 度末	1,901	1,269	66.8%	84.4%

山形県では処遇改善加算の取得率が全国と比較して著しく低い状況となっている。

この点については障がい者計画においても以下のように課題と今後の取組方針が記載されている。

課題	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に沿って、福祉・介護職員処遇改善加算の取得を推進しているところですが、県内の事業所における、平成 30 年 4 月サービス提供分における当加算の請求率は約 59%となっていました。全国の請求率（約 79%）と比較すると 20%程度低くなっています。 ・全国的な賃金水準を見ると、障がい福祉分野が含まれる「医療・福祉」は全産業平均を下回っています。 ・福祉人材センターに寄せられる求人�数が大きく増加する中、求職者数は横ばいで推移しており、福祉・介護現場での人手不足の状況が課題となっています。 (再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内事業者に対し、福祉・介護専門職員処遇改善加算の取得を推進し、賃金水準の向上を図ります。 ○県は、求人求職情報サイト「福祉のお仕事」を活用して、求職者が具体的な就労に繋がる就職斡旋を行うとともに、有資格者のマッチングを推進します。(再掲) ○県は、福祉人材センターに配置されているキャリア専門員のハローワーク訪問、福祉関係の事業所へ就職を希望する方に対して相談を受ける巡回相談を実施するとともに、ミニ講座を実施し、福祉、介護職についての理解を深める機会を提供します。(再掲)

福祉・介護職員の処遇改善加算の取得率が低調な理由について、県は以下のとおり説明している。

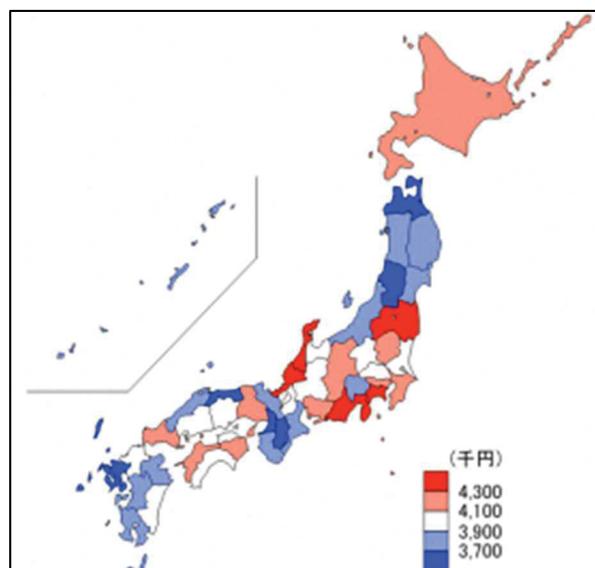
要因としては、加算を取得する事業所側で、

- ・加算を取得する以前にそもそも賃金改善が困難と考えている
- ・加算取得後の配分が複雑と考えている

等、負のイメージの先行により加算取得の検討を先延ばしにしていることが考えられる。

これらの県の説明は、山形県独自の事情があるとは考えにくく、どの都道府県でも同様の事情であると思われる。そのため、取得率が低調な山形県独自の事情を再度調査の上、取得率向上に向けて対応されたい。山形県における職員人件費は以下のとおり公表されており、取得率の低さが低い職員人件費の要因となっている可能性もあることから、改めて調査・対応をすべきと考える。

【全国の職員1人当たり人件費】（再掲）

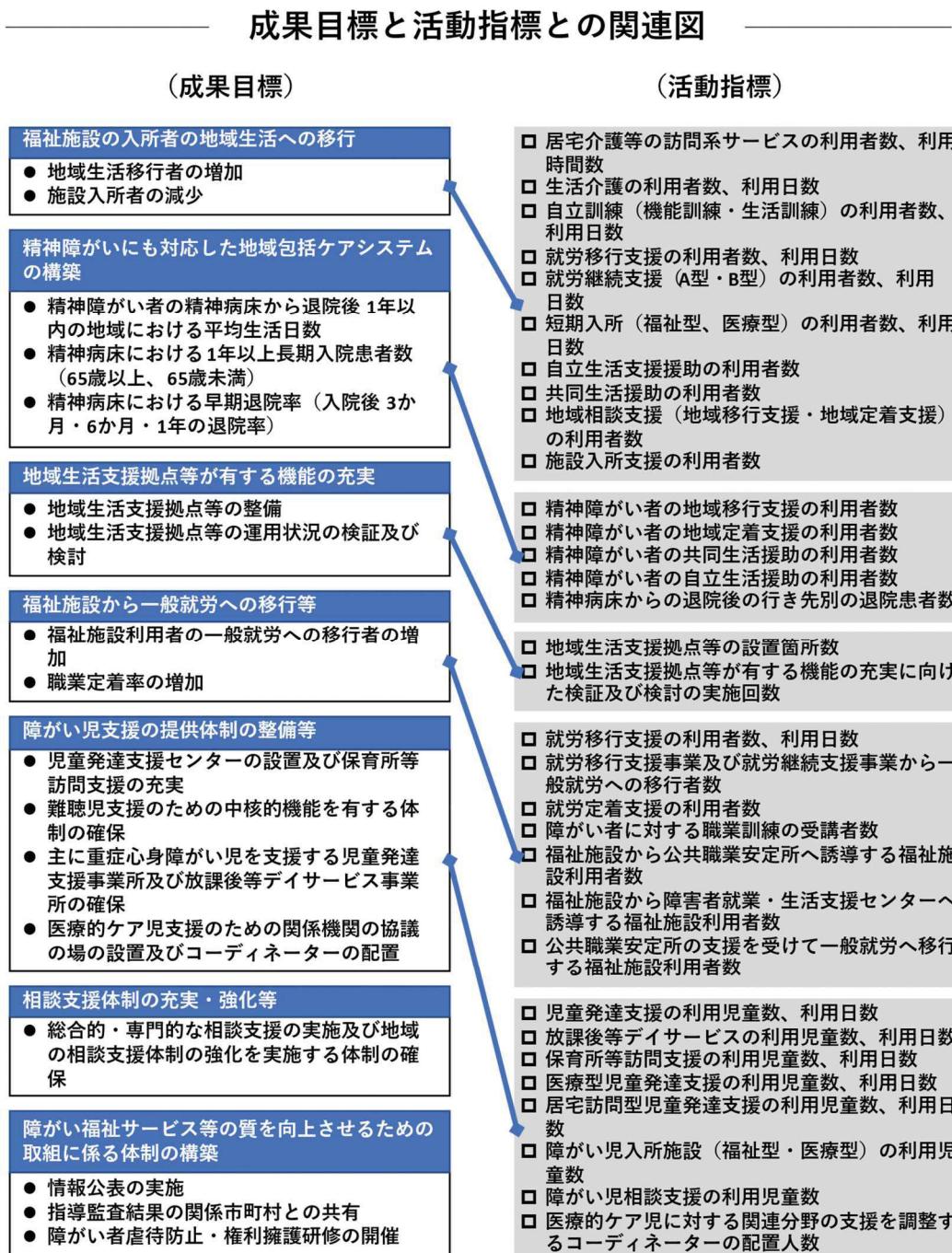


（出所：令和2年度 WAMリサーチレポート）

⑦ 障がい福祉計画の成果目標と活動指標との関連図について【意見】

障がい福祉計画において成果目標と活動指標の関連を示すポンチ絵が掲載されているが、相談支援体制の充実・強化等及び障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の2つについては活動指標との関連性が示されていない。実際にはこれら2つの成果目標にも活動指標が設定されていることから関連図にその状況を記載するなどして成果目標と活動との関連を明確化することで、成果目標の達成する方策として寄与するものと考えられる。この点について県は2つの成果目標について関連図から除外した理由は不明であるとのことであるため、令和5年度における次回計画策定時には留意して整理されたい。

【7つの成果目標】(再掲)



(資料：第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画に基づき監査人作成)

⑧ 県営3学園の民営化への検討状況について【意見】

平成23年2月の『出先機関の「見直しの方向性」について』を踏まえ、障がい児入所施設の運営のあり方について「見直し方針」を取りまとめた。内容としては、施設の運営は引き続き県営で実施することを前提として、職員の夜勤体制の見直し、発達障がい支援体制の強化のため各施設の相談部門に専門職員の配置を実施することなどが取りまとめられた。

その後、平成28年には指定管理者制度を採用していた障がい者支援施設「梓園」、「鶴峰園」、「吹浦荘」、「慈丘園」及び総合コロニー「希望が丘」並びに障がい福祉サービス事業所「ワークショップ明星園」について指定管理者である社会福祉法人山形県社会福祉事業団に移譲しているなど、民間移譲の取組は一定程度進んでいるところである。

県営の障がい児入所施設である鳥海学園、最上学園、やまなみ学園の3学園は、平成24年3月の出先機関見直し方針以後、特段の民間移譲のための検討は実施していない。その一方で、以下のとおり全国的には障がい児入所施設は、民営が大半を占めるようになってきている。

【障がい児入所施設の状況】

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	175		10	24	49	10	8	24	17	10	29
%	100		4.4	12.2	23.9	10.6	4.4	13.3	9.4	5.6	16.1
公立公営	42	24.0	1	9	9	6	6	3	2	1	5
公立民営	15	8.6	0	4	3	1	1	1	0	0	5
民立民営	118	67.4	9	11	30	10	5	16	12	8	17
※地区別民立施設比率			90.0	45.8	71.4	58.8	41.7	80.0	85.7	88.9	63.0

(出所：令和2年度全国知的障害児入所施設実態調査報告)

全国の障がい者入所施設の70%以上が民営で運営されている実態をみると、公営で実施する意義について積極的な理由が求められる状況になってきていると思われる。

新聞報道によると最上学園の虐待事案を受け、令和3年4月に県内福祉関連の12団体から県及び県議会に対し全容解明と再発防止策を求める要望書が提出されている。要望の中には県営の3学園について民間移譲を含めた施設運営の見直しが提言されている。

県障がい福祉課ではこの提言に対して、現時点では詳細な検討は実施しておらず、県営の施設の調査などの基本的な調査のみを実施している。

この点について、3学園を訪問しヒアリングしたところによると、施設職員も民営施設の状況について視察などを実施したことがないため、運営形態による相違点などの状況を知ることはなく、公営・民営など運営形態による相違点などの状況を詳細に

把握していないということであった。

そのため、県は要望書にある民間移譲を含めた施設運営の見直しについて予算措置を含めた詳細な検討を実務的な面を踏まえて実施し、公立で実施していくことのメリット・デメリットを整理のうえ、要望書に回答すべきである。

2. 障がい福祉に関する補助金等

(1) 実施した監査手続き

障がい福祉に関する補助金等に関し、交付要綱、申請書や実績報告書ほか関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を行った。また、必要に応じて、現地施設に往査し、施設の視察、関係書類の閲覧、関係管理簿の照合、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施した。

(2) 監査の結果

No. 1 県立社会福祉施設運営費に関する概要

事業名	県立社会福祉施設運営費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	261,375		204,700	56,675
	令和2年度 (当初)	384,096		57,765	326,331
	令和2年度 (最終)	408,859	15,633	55,160	338,066
事業目的	旧県立社会福祉施設の効率的・効果的な運営等を行う。				
概要	1 山形県社会福祉事業団運営費補助金 30,142千円 2 旧県立障害者支援施設等管理経費 220,856千円 3 修繕等臨時の経費 10,299千円 4 事務費 78千円				
事業主体	県				
備考	補助率、負担区分等：県 10/10				

① 旧寿海荘の解体工事に係る事前調査について【意見】

本事業費のうち、旧県立障害者支援施設等管理経費に関して、経費の大部分を占める旧寿海荘の解体工事に係る経費がアスベスト（石綿）撤去工事等の増加による工事期間延長により、令和4年度に事業が繰り越されていた。

令和3年4月当初、図面により煙突の建材への石綿使用の可能性が高いことが判明し、調査した結果石綿含有が確認され、その後、工法などの検討、アスベスト撤去工事等の増加により、工事期間が延長され、令和3年度内での工事完了が困難となつたため、令和4年度に繰り越されたものである。

建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策にあたっては、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令が令和2年10月7日に公布されたことで、すべての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵

守徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されている。当該法令によれば、解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認するため、下記の方法により事前調査を行う必要がある。本事業においても、当該法令に基づき石綿含有に関する調査を実施したことで煙突資材に石綿が含まれていることが判明したものと考える。

【事前調査の方法】

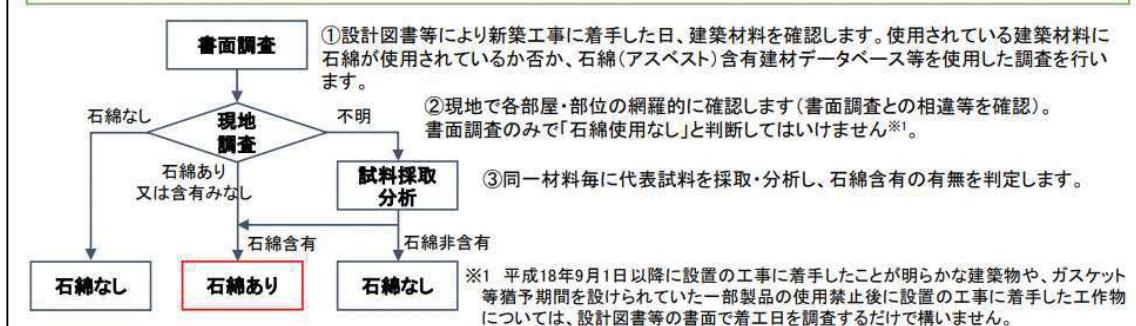
建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第18条の15第1項)

- ① 設計図書その他書面による調査
- ② 現地での目視による調査
- ③ 分析による調査

NEW



(出所：環境省「石綿飛散防止リーフレット」)

Q 2 .調査は誰が行うのですか？

A 2 . 建物の解体、改造・補修工事を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。
過去に調査を行った場合でも、元請業者は改めて調査を実施しなければなりません。元請業者が、過去の調査結果を改めて実施する調査に活用することは可能です。

事前調査（工事の元請業者等が実施）への協力について

- 工事を発注される方は、元請業者に**事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担**をお願いします。
- 工事の元請業者は発注者に**事前調査結果の報告**を行う必要があります。発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。

大気汚染防止法 第18条の15第2項
解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

《事前調査の流れ》

```

graph TD
    A[書面調査] --> B{自視調査}
    B -- 石綿なし --> C[石綿なし]
    B -- 石綿あり又は含有なし --> D[分析調査]
    B -- 不明 --> E[分析調査]
    D -- 石綿含有 --> F[石綿あり]
    D -- 石綿非含有 --> G[石綿なし]
  
```

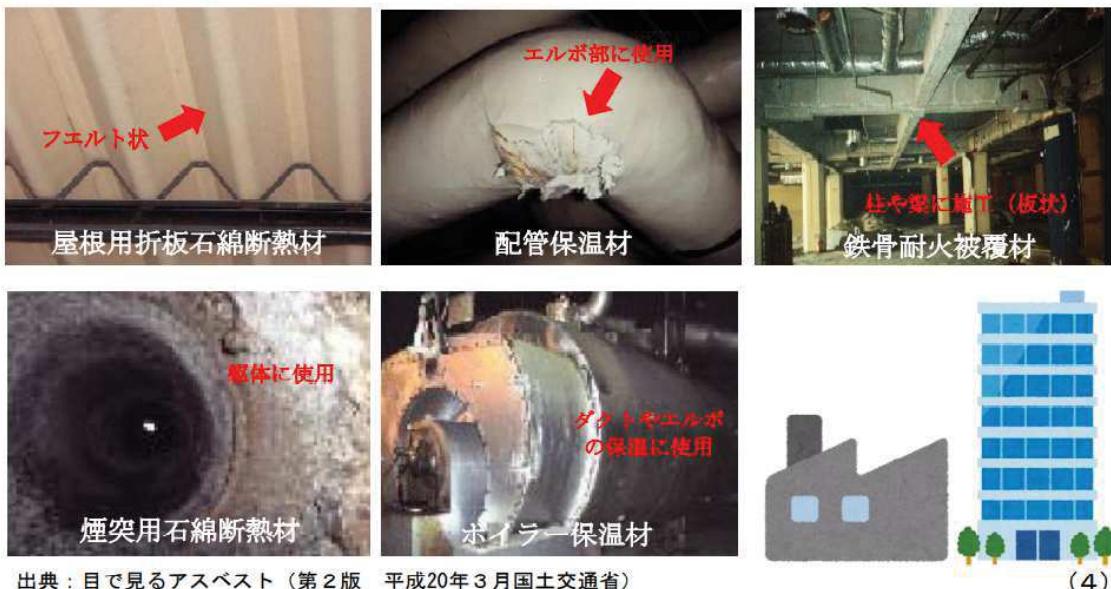
(出所：環境省「事前調査周知チラシ（発注者向け）」)

石綿の含有に関しては、調査方法にも記載されているとおり、設計図書等による書面調査や現地調査に加え、試料採取をした上で分析調査まで必要となる場合がある。ただし、環境省のホームページでは特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物として、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）が例示されており、石綿が含有している可能性が比較的高い工作物に位置づけられる。

【石綿含有可能性の高い工作物】

(2) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材

- ✓ 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火(吹付石綿の代替)として使用されています。



(出所：環境省「石綿飛散防止リーフレット」)

また、事前調査はあくまで元請業者等が実施するものであるため、受注してからでないと石綿含有が判定できないのでは迅速な解体事業が行えず、今回の事業のように年度をまたいだ事業となると解体対象の施設の維持管理コスト（除草作業など）が追加で必要となる可能性もある。また、施設によっては治安上の都合で早期に解体が必要となるケースも想定される。

本工事に関しては、外部業者から寿海荘の解体に関する参考見積書を入手しているが、当該業者からの参考見積書には煙突の石綿撤去工事が含まれていなかったことで、県は煙突に石綿は含有していないものとして認識していた。ただし、既述のとおり、解体施設には煙突が設置されており、建設時期からも石綿含有可能性が高いことは専門の解体業者でなくとも推察することはできるものと考える。

以上より、県有施設の解体にあたっては、外部業者の参考見積書等をうのみにすることなく、県としても構造物の種類、建設時期等から石綿含有の可能性を検討し、効率的に事業を行えるように発注体制を見直されたい。

なお、県は本工事以後、他の工事実施の際には、工事発注部局と密に情報交換しながら、設計の段階でアスベスト調査を実施した方が効率的と判断される場合には

設計業者に対し工事対象箇所の図面提供やアスベスト調査経費の予算化を行った上で調査を依頼するなどし、設計・工事が円滑・迅速に行えるよう努めているとのことである。

No. 2 移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費に関する概要

事 業 名	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費				
予 算 額 (千 円)		予算額	国 庫	そ の 他	一 般 財 源
	令和3年度 (当初)	948, 184			948, 184
	令和2年度 (当初)	907, 983			907, 983
	令和2年度 (最終)	897, 122			897, 122
事 業 目 的	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に経営権を移譲した施設（障がい者施設及び救護施設）のうち、障がい者施設利用者の高齢化や障がいの重度化等へ対応するための機能強化を支援するとともに、障がい者施設及び救護施設の移譲の円滑化を図るための支援を行う。				
概 要	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金 948, 184 千円 ・経営権を移譲した障がい者施設における看護師等の追加配置や移譲先である社会福祉法人山形県社会福祉事業団による自主経営の円滑化のための支援				
事 業 主 体	県				
備 考	補助率、負担区分等：県 10/10				

② 社会福祉法人山形県社会福祉事業団に対する各種支援について【意見】

県は社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に対して、「山形県社会福祉事業団運営費補助金」、「移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費」及び「山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費」として支援を実施している。

事業団は昭和39年に財団法人として設立され、以後昭和40年に社会福祉法人に移行し主に障がい福祉サービスを提供する県100%出資の法人である。事業団ホームページによると、現在県内全域において、自主経営施設として、特別養護老人ホーム4、障がい者支援施設5、障がい福祉サービス事業所1、救護施設2、指定管理施設として、養護老人ホーム2を経営するとともに、相談支援事業や共同生活援助事業など、障がい福祉サービスの利用調整や地域での生活・就業を支援するサポートセンター4か所を経営している。

その事業規模は山形県内において突出して大きく、地域の障がい福祉においてより多くのサービス提供を行うという点において、最も貢献している法人であるといえる。そ

れゆえ、その組織の安定的な運営は、山形県における安定的な障がい福祉サービスの提供に資するものである。

これを踏まえ、県が実施している「山形県社会福祉事業団運営費補助金」、「移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費」及び「山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費」の内容について以下記載する。

【山形県社会福祉事業団運営費補助金の内容】 (単位：千円)

項目	金額	補助の内容	補助の計算方法
山形県社会福祉事業団運営費補助金	30,142	平成 17 年度以前に採用された社会福祉法人山形県社会福祉事業団職員に対して県の職員と同等の退職手当を支給するため、県がその補填を行うこともの	事業団規程の附則規定による退職手当の額から、社会福祉施設職員等退職手当共済の規定による退職手当金の額を控除した額
計	30,142		

【移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費の内容】 (単位：千円)

項目	細目	対象施設	金額	算定の考え方等
機能強化支援	人員体制強化の支援	平成 28 年度 移譲施設（吹浦荘、梓園、慈丘園、総合コロニー希望が丘、鶴峰園、ワークシヨップ明星園）	270,833	障がい者施設利用者の高齢化や障がいの重度化に対応するため、直接処遇職員の体制を強化するための支援を行う。 ・ 移譲施設の職員の追加配置に要する経費 (看護師 13 名、 PT 4 名、 OT 6 名、 支援員 28 名 計 51 名) 期間 10 年間(平成 28～令和 7 年度)
移譲円滑化支援	指定管理から自主経営への激変緩和経費	平成 28 年度 移譲施設（吹浦荘、梓園、慈丘園、総合コロニー希望が丘、鶴峰園、ワークシ	459,185	指定管理制度から自主経営への激変緩和を図るため、自主経営初年度は、指定管理料相当の 80% を支援し、10 年かけて毎年度遞減する。平成 27 年度指定管理料及び修繕費(平成 22～26 年度の平均)の合計額を基本額(計 918,371 千円)とし、

	ヨックピ 明星園)			以後 10 年かけて毎年度遞減。 平成 28 年度: 基本額 × 80% 令和 3 年度: 基本額 × 50% 令和 7 年度: 基本額 × 10%
	令和 3 年度 移譲施設 (泉荘、みやま荘)	124,453		指定管理制度から自主経営への激変緩和を図るため、自主経営初年度は、指定管理料相当の 80% を支援し、10 年かけて毎年度遞減する。 令和 2 年度指定管理料及び修繕費(平成 27~令和元年度の平均)の合計額を基本額(計 155,567 千円)とし、以後 10 年かけて毎年度遞減。 令和 3 年度: 基本額 × 80% 令和 12 年度: 基本額 × 10%
移譲円滑化支援	当面大規模改築を行う必要がない施設の再整備時必要額の積立経費	平成 28 年度 移譲施設(吹浦荘、ワークショック 明星園)	93,713	事業団に譲渡した 2 施設の再整備を確保するため、支援を行う。 対象施設の開設年から令和 2 年度(※)までの減価償却積立金相当額について、10 年かけて支援する(毎年度定額) ※令和 3 年 4 月 1 日付けで施設を無償譲渡 ①吹浦荘(平成 6 年度移転新築) ②ワークショック 明星園(平成 7 年度開設)
計		948,184		

【山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費の内容】 (単位:千円)

項目	金額	内容
山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費	728,963	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に移譲した障がい者施設(山形県梓園)の大規模改築に要する経費への支援を行う。
計	728,963	

上記の 3 種類の支援は大まかに、

- ・施設管理運営委託の終了に伴い、当時在籍していた事業団職員について、従前の退

職金規定から不利益変更とならないよう、国の通知に基づき、その原資を県から事業団に支援するもの

- ・移譲施設の運営に伴う人事、財務双方における機能強化及び施設更新のため支援するもの
- ・移譲施設の大規模改築を支援するもの

となっており、令和3年度予算ベースで1,707百万円である。補助対象施設及び対象人
数が多いことから、支援金額も多額になっている。

支援を受ける事業団の財務情報は以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サービス活動収益	6,912	7,195	6,914
サービス活動費用	6,592	6,891	6,631
サービス活動増減差額	320	304	283
建物（基本財産）	4,393	4,421	5,677
国庫補助金等特別積立金	3,411	3,506	4,771
その他の積立金	1,176	1,728	1,736
次期繰越活動増減差額	2,335	2,091	2,372
正味運転資本（流動資産－流動負債）	1,325	1,154	1,511

(出所：事業団決算書)

事業団の決算の状況を見てみると、民間事業でいうところの売上にあたるサービス活動事業収益から費用に当たるサービス活動費用を差し引いた利益に当たるサービス活動増減差額は令和3年度に283百万円となっている。

加えて、これまでの利益の積み上げにあたる次期繰越活動増減差額は、2,372百万円、正味運転資本は1,511百万円となっている。これらの金額は増加している。

この状況を鑑みると、事業内容は悪くなくむしろ良いといえる。しかし、この決算内
容には上記の県からの支援が含まれており、それを差し引いた場合には現状より悪化す
る。少なくとも人件費支援である運営費補助金30百万円と機能強化支援271百万円を
マイナスするとサービス活動増減差額は△18百万円となり、赤字となる。

結果として県からの支援により、赤字から黒字となっている状況のように見受けられ
る。

なお、県は事業団への支援は事前の工程表をもとに算定しており、あらかじめ定めら
れた金額を内定額として支援を実施している。

従って、事業団においては、将来の経営に際して県からの補助額は内定しており、そ
の補助額を前提に将来の一定期間にわたって事業運営することができる。

平成 26 年 12 月における事業団への支援額（運営費補助金を除く）は以下のとおり見込まれていた。

【事業団への支援額（運営費補助金を除く）】

(単位：百万円)

	激変緩和補助金 (指定管理料実績+修繕費過去5 年平均)	施設整備補助金 (4施設は改築費、他は減価償却 費相当額)	機能強化補助金	計
梓園	421	1,023	454	1,898
鶴峰園	404	1,617	287	2,308
慈丘園	212	(合築、上記に含む)	399	611
吹浦荘	287	674	90	1,052
希望が丘	2,594	5,341	1,281	9,216
明星園	214	151	133	497
小計	4,133	8,806	2,644	15,582
泉荘	399	744	220	1,363
みやま荘	349	562	220	1,131
小計	748	1,305	440	2,494
合計	4,881	10,111	3,084	18,076

(出所：県提供資料)

人件費支援である機能強化補助金について、合計 3,084 百万円の支援が見込まれており、これらは結果として事業団の黒字計上に寄与することとなった。

一方で、県内の社会福祉施設が国・県からの補助を受ける際の応募・採択実績は以下のとおりとなっている。

【社会福祉施設整備補助金採択実績】

年度	採択実績	応募件数
令和 3 年度	2 件（いずれも創設）	14 件
令和 2 年度	1 件（創設）	12 件
令和元年度	2 件（創設）	9 件
平成 30 年度	2 件（創設）	20 件
平成 29 年度	2 件（改築 1 件、創設 1 件）	20 件

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

このような厳しい採択実績の中では、施設整備の先送りや自己負担による整備などの対応を余儀なくされている法人が多くを占めているものと思われる。

これに対して事業団に対する補助は、運営費交付金、施設管理、修繕、移譲施設機能強化、施設整備支援と多岐にわたり、一般の法人への補助とは異なり際立って手厚い状況である。もちろん、その補助の必要性が高い為に充分な支援を実施しているという理由があるのは当然である。

しかしながら、移譲施設のすべてについて補助を実施し、加えて事前内定による

補助額支給を実施する場合には、結果として赤字補填となりうる補助をあらかじめ支給するという状況を招きかねない。

一般論として赤字補填ということであれば、赤字になった際にその理由を明確化しその部分について補助するという方法が本来の補助金の事後清算の趣旨に合致する。加えて、事前内定による補助額支給により赤字決算が黒字化するようなことがあれば、一見して黒字経営にもかかわらず、その内情は赤字経営であるという点で、経営状況を見誤る可能性があることから、経営責任を明確化する意味でも望ましいこととは思われない。

従って、事業団に対する各種補助についても、その支援総額が合計 180 億円と多額であることから、事前内定による補助額支給ではなく、その都度事業団の置かれた状況を把握しながら支援することが、厳しい一般の法人への補助金採択状況を踏まえて必要ではないかと考える。事業団は冒頭に記載のとおり、山形県において突出した事業規模を誇る法人である。従って、その経営に不安が生じるような場合には県が支援をすることは一定の合理性があるからこそ、その支援の考え方について一考されたい。

No. 3 山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費に関する概要

事 業 名	山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費			
予 算 額 (千円)		予算額	国庫	その他の財源
		令和3年度 (当初) 728,963		583,000 145,963
	令和2年度 (当初)	203,797		162,900 40,897
	令和2年度 (最終)	114,085		91,200 22,885
事 業 目 的	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に移譲した障がい者施設の大規模改築に要する経費への支援を行う。			
概 要	1 山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費補助金 728,863 千円 ・山形県梓園の改築経費への支援 2 事務費 100 千円			
事 業 主 体	県			
備 考	補助率、負担区分等 : 県 10/10			

監査の結果、検出事項なし。

No. 4 こども医療療育センター運営費に関する概要

事業名	こども医療療育センター運営費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	432,053	25,866	312,800	93,387
	令和2年度 (当初)	309,917	19,607	204,747	85,563
	令和2年度 (最終)	339,020	30,996	204,160	103,864
事業目的	<p>「医療型障がい児入所施設」及び「医療型児童発達支援センター」は、上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。</p> <p>なお、「医療型障がい児入所施設」には、対象児童の年齢や障がい程度等に応じ効果的な治療、訓練等を行うために、親子入所部門を設けている。</p> <p>「福祉型児童発達支援センター」は、発達障がい児等、コミュニケーションに障がいのある幼児を保護者の下から通わせて、指導訓練を行うことを目的とする。</p>				
概要	<p>こども医療療育センター（医療型障がい児入所施設・医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センター）</p> <p>1 定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療型障がい児入所施設 60人 (うち親子入所部門 2人) ・医療型児童発達支援センター 30人 ・福祉型児童発達支援センター 30人 <p>2 入所・通園児数（令和3年3月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療型障がい児入所施設 35人 (契約児童 33人・措置児童 2人) (うち親子入所部門 0人) ・医療型児童発達支援センター 18人 ・福祉型児童発達支援センター 19人 				
事業主体	県				
根拠法令等	児童福祉法 障害者総合支援法				

監査の結果、検出事項なし。

No. 5 こども医療療育センター庄内支所運営費に関する概要

事業名	こども医療療育センター庄内支所運営費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	50,358		30,949	19,409
	令和2年度 (当初)	27,705		10,664	17,041
	令和2年度 (最終)	30,483		14,144	16,339
事業目的	庄内地域の障がい児向けリハビリ訓練等の拠点として、通院による診療及び訓練を行う。				
概要	1 外来部門 整形外科、内科、小児科、歯科				
事業主体	県				
根拠法令等	児童福祉法 障害者総合支援法				

監査の結果、検出事項なし。

No. 6 最上学園、やまなみ学園、鳥海学園運営費に関する概要

事業名	最上学園、やまなみ学園、鳥海学園（福祉型障がい児入所施設）運営費								
予算額 (千円)	予算額		国庫	その他	一般財源				
	令和3年度 (当初)	101,088	17,062	5,807	78,219				
	令和2年度 (当初)	105,217	17,136	7,450	80,631				
	令和2年度 (最終)	101,418	16,461	4,914	80,043				
事業目的	主として、知的障がいのある児童を入所させて、独立自活に必要な知識技能を身に付けるための訓練を行う。								
概要	最上学園	予算額	国庫	その他	一般財源				
	令和3年度(当初)	32,490	5,166	2,038	25,286				
	令和2年度(当初)	34,369	5,993	3,410	24,966				
	令和2年度(最終)	33,477	5,910	2,103	25,464				
	やまなみ学園	予算額	国庫	その他	一般財源				
	令和3年度(当初)	35,837	7,054	2,610	26,173				
	令和2年度(当初)	36,773	6,240	2,789	27,744				
	令和2年度(最終)	35,549	5,900	1,943	27,706				
	鳥海学園	予算額	国庫	その他	一般財源				
	令和3年度(当初)	32,761	4,842	1,159	26,760				
	令和2年度(当初)	34,075	4,903	1,251	27,921				
	令和2年度(最終)	32,392	4,651	868	26,873				
施設名	定員	入所児童数（令和3年3月1日現在）							
最上学園	30人	20人（契約児童18人・措置児童2人）							
やまなみ学園	30人	17人（契約児童11人・措置児童6人）							
鳥海学園	30人	15人（契約児童9人・措置児童6人）							
事業主体	県								
根拠法令等	児童福祉法、障害者総合支援法								

監査の結果、検出事項なし。

No. 7 山形県障がい者計画等推進事業費に関する概要

事 業 名	山形県障がい者計画等推進事業費				
予 算 額 (千 円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	560			560
	令和2年度 (当初)	560			560
	令和2年度 (最終)	560			560
事 業 目 的	障害者基本法第11条に基づく「第5次山形県障がい者計画（R元～R5）」、障害者総合支援法第89条に基づく「第6期山形県障がい福祉計画（R3～R5）」及び児童福祉法第33条の22に基づく「第2期山形県障がい児童福祉計画（R3～R5）」の推進				
概 要	山形県障がい者施策推進協議会の開催 ・上記計画の推進等 ・回数：2回				
事 業 主 体	県				
根拠法令等	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、山形県障がい者施策推進協議会条例				

③ 山形県障がい者施策推進協議会の未開催について【指摘】

山形県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」とする。）は、以下のとおり障害者基本法第36条により設置が義務付けられた合議機関である。

【障がい者施策推進協議会の位置づけ】

～障害者基本法第三十六条第一項～

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関

相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

障がい者計画は平成30年度に策定されており、これに先立ち協議会は平成30年7月、10月、平成31年1月の計3回（幹事会を除く）開催されている。

障がい者計画は障がい者施策として最上位計画に位置づけられる計画であり、その計画策定・進行管理に関与する協議会の重要性は高い。

ただし、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、協議会は開催されていない。また令和4年度も同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、協議会の開催予定はないとのことである。加えて協議会構成員に対しての特段の障がい福祉施策の情報提供も実施していない。

協議会は障害者基本法第36条第1項第2号における施策の推進についての調査審議、施策の実施状況を監視することが求められており、協議会が責務を果たすために県は最低限の情報提供、情報共有はすべきである。すなわち協議会はオンライン形式か、それが不可能であれば、協議に必要な資料を提供の上書面協議という形式で開催するなど工夫をして最低限の情報提供、情報共有を図るべきである。

障がい者計画の進行管理が充分でない現状を踏まえると、山形県においては必要な調査審議及び監視するための前提となる情報を協議会に提供出来ておらず、結果として協議会は障害者基本法第36条第1項第2号の責務を果たしているとは言えない状況となっている。

No. 8 社会福祉施設整備補助事業費（障がい福祉施設）に関する概要

事業名	社会福祉施設整備補助事業費（障がい福祉施設）			
予算額 (千円)	予算額			
		国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	101,615	67,743	27,000
	令和2年度 (当初)	131,381	87,587	43,000
	令和2年度 (最終)	134,621	89,747	43,700
事業目的	社会福祉法人等が行う障がい福祉サービス事業所等の創設や老朽施設の改修、スプリンクラー等設備設置等に要する費用に対して補助を行い、施設利用者の処遇の向上を図る。			

概要	障がい福祉サービス事業等を行うために、施設の創設や既存建物の大規模修繕等の整備を行う場合の費用を助成する。
	【整備内容】 創設、増築、改築、大規模修繕、スプリンクラー設備等整備等
	【補助対象】 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人等
	【負担割合】 国1/2、県1/4、実施主体1/4（補助率3/4）
事業主体	令和3年度 障がい福祉サービス事業所の整備計画 創 設 2件（生活介護1、多機能型1）
根拠法令等	次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」

監査の結果、検出事項なし。

No. 9 障害者総合支援法施行事務費に関する概要

事業名	障害者総合支援法施行事務費				
予算額		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	26,204	22,900		3,304
	令和2年度 (当初)	5,395	2,174		3,221
	令和2年度 (最終)	5,395	2,174		3,221
事業目的	障害者総合支援法施行に係る事務費				

概要	<p>1 支給決定プロセスで必要とされる研修の開催 (251 千円)</p> <p>(1) 障がい支援区分の認定調査を行う認定調査員の研修</p> <p>(2) 二次判定を行う市町村審査会の委員の研修</p> <p>(3) 市町村審査会で用いる医師意見書を作成する主治医の研修 負担割合：国 1 / 2 、県 1 / 2</p> <p>2 県不服審査会の開催 (86 千円)</p> <p>障がい者が市町村による支給決定に不服を申し立てた場合に不服審査会を開催する。負担割合：県 10 / 10</p> <p>3 障がい者相談支援従事者研修等の実施 (3,305 千円)</p> <p>障がい者相談支援従事者研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修、強度行動障がい支援者養成研修を実施。 負担割合：国 1 / 2 、県 1 / 2</p> <p>4 障がい福祉サービス提供事業者の指定事務及び事業所管理システム年間保守費用等 (958 千円)</p> <p>負担割合：県 10 / 10</p> <p>5 障がい福祉分野の I C T 導入支援 (21,604 千円)</p> <p>コロナ対策及び生産性向上を兼ね備えた支援を実施。 負担割合：国 1 / 2 、県 1 / 2</p>
事業主体	県
根拠法令等	障害者総合支援法

監査の結果、検出事項なし。

No. 10 補装具給付費、介護・訓練等給付費に関する概要

事業名	補装具給付費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	55,150		55,150
		令和2年度 (当初)	55,073		55,073
		令和2年度 (最終)	61,939		61,939

事業目的	(1) 身体的欠損や機能障がいを補うための補装具（義眼、義肢、補聴器、車椅子等）の購入、修理または貸与に要する費用の支給のための扶助費 (2) 上記（1）の補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する言語習得の健全な発達を支援するための補助
概要	(1) 補装具費 54,212 千円（国庫 1 / 2） ① 対象者 障がい者及び障がい児 ア 障がい者 身体障がい者の身体的欠損または機能の障がいを補い、職業活動や日常生活の助長を図るため、補装具費の支給を行う。 イ 障がい児 身体に障がいのある児童が、将来社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、補装具費の支給を行う。 ② 交付内容 補装具の交付及び修理等として、市町村が支払う補装具費の支給に対し、県は費用の 1 / 4 を負担する。 (2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費（938 千円） ① 対象者 <ul style="list-style-type: none">・ 県内に居住する 18 歳未満の児童であって、両耳の聴力レベルが概ね 30dB 以上 70dB 未満で身体障害者手帳の交付対象とならない者・ 補聴器の装用が必要と医師に診断された者等 ② 交付内容 基準額の範囲内で購入費用（※）の 1 / 3 （県 1 / 3、市町村 1 / 3、本人 1 / 3） ※ 補聴器（本体及び付属品）の新規購入費用及び耐用年数（5 年）経過後の更新の際の補聴器購入費用が対象。修理費は対象外
事業主体	市町村
根拠法令等	(1) 障害者総合支援法第 76 条、第 94 条第 1 項第 2 号 (2) については、県単独事業

事業名	介護・訓練等給付費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和 3 年度 (当初)	5,120,243		5,120,243

	令和2年度 (当初)	4,948,902			4,948,902																								
	令和2年度 (最終)	4,999,444			4,999,444																								
事業目的	障害者総合支援法に基づき、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、市町村が支弁する障害福祉サービス費を負担するもの。																												
概要	<p>1 介護・訓練等給付費 (4,940,668千円) (国庫1/2) 市町村が支払う障がい福祉サービスに係る介護給付及び訓練等給付を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>障がい福祉サービス名</th> <th>種別</th> <th>障がい福祉サービス名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">介護給付</td> <td>居宅介護</td> <td rowspan="9">訓練等給付</td> <td>自立訓練（機能・生活）</td> </tr> <tr> <td>重度訪問介護</td> <td>就労移行支援</td> </tr> <tr> <td>同行援護</td> <td>就労継続支援A型</td> </tr> <tr> <td>行動援護</td> <td>就労継続支援B型</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者等包括支援</td> <td>就労定着支援</td> </tr> <tr> <td>療養介護</td> <td>自立生活援助</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設入所支援</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 相談支援等給付費 (89,113千円) (国庫1/2) 対象者：支給決定障がい者等 対象経費：上記対象者より相談を受け、相談支援事業者がサービス利用の計画を作成した経費</p> <p>3 補足等給付費 (90,432千円) (国庫1/2) ア. 特定障がい者特別給付費 入所施設等における補足給付（入所施設利用者の食費・光熱水費の負担軽減措置） イ. 高額障がい福祉サービス費 同一世帯に障がい福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、高額障がい福祉サービス費を支給する</p> <p>4 やむを得ない事由による措置費 (30千円) (国庫1/2) 市町村が行う行政措置に要する経費</p>					種別	障がい福祉サービス名	種別	障がい福祉サービス名	介護給付	居宅介護	訓練等給付	自立訓練（機能・生活）	重度訪問介護	就労移行支援	同行援護	就労継続支援A型	行動援護	就労継続支援B型	重度障がい者等包括支援	就労定着支援	療養介護	自立生活援助	生活介護	共同生活援助	短期入所		施設入所支援	
種別	障がい福祉サービス名	種別	障がい福祉サービス名																										
介護給付	居宅介護	訓練等給付	自立訓練（機能・生活）																										
	重度訪問介護		就労移行支援																										
	同行援護		就労継続支援A型																										
	行動援護		就労継続支援B型																										
	重度障がい者等包括支援		就労定着支援																										
	療養介護		自立生活援助																										
	生活介護		共同生活援助																										
	短期入所																												
	施設入所支援																												

事業主体	市町村
根拠法令等	障害者総合支援法第94条第1項第1号

④ 障がい福祉サービス費等県費負担基本金額算出表の一部確認について【意見】

当該事業は、山形県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱に基づき、①障がい福祉サービス費等、②相談支援給付費等、③補装具費、④高額障害福祉サービス等給付費、⑤やむを得ない事由による措置について、県の負担する基準額を算定し、市町村からの対象経費の申請額と比較し、基準額の範囲内で給付を行うものである。

この点、交付要綱の所定の手続きについて、各総合支庁では、平成20年8月29日付け行改第38号「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施について（通知）」に基づく別紙参考第6号様式の「事務執行チェックシート」を用いながら、滞りなく手続きがされているように見受けられる。

なお、当該交付要綱第7の申請手続時、第9の実績報告時において、市町村へ添付を求めている交付要綱別紙様式2別添1（1）【障害福祉サービス費等県費負担基本金額算出表】の内訳を示す、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援等の基準額内訳」を各総合支庁にて確認し、当該基準額の算定の確認をしているものと考えられるが、このうち、「f欄 納付率」の確認証跡が見受けられなかった。

当該「f欄 納付率」の確認については、令和3年10月4日付け厚生労働省事務連絡「令和3年度障害者自立支援給付費負担金の所要額調書の提出について」及び、令和3年10月7日付け山形県障がい福祉課事務連絡「令和3年度障がい者自立支援給付費負担金の所要額調書の提出について（依頼）」において、当該給付率についての注意喚起がされており、間違いややすいポイントであると考えられる。

市町村からの対象経費の申請額が、当該交付要綱に基づき算定した基準額に満たない場合、市町村への給付金額を誤るおそれは低いものの、対象経費の申請額が当該基準額を上回る場合には、基準額が上限額として設定されることから、市町村への給付金額を誤るおそれがあり、より注意し確認すべき事項である。

従って、当該給付率の算定の妥当性について、対象となる資料を入手し確認し現状の「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援等の基準額内訳」に確認した証跡を付すように検討されたい。また、「事務執行チェックシート」においても、当該注意喚起されている内容について、確認すべきポイントを記載するなど検討されたい。

⑤ 山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出期限等について【指摘】

山形県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱第9実績報告において、山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出を翌年度の4月20日までに各市町村に

求めている。

しかしながら、最上総合支庁管轄の金山町の1件のみ、提出が4月21日と提出期限を超えているものが発見された。なお、市町村からの提出が遅れる場合には、当該交付要綱第11により、知事の承認を受けるのが適切な対応であるが、知事の承認は受けていなかった。

当該1件の提出期限の遅延による実質的な弊害は軽微なものと考えられるが、交付要綱において、明確な提出期限が定められ、かつ、例外的な対応も記載されていることから、交付要綱に沿った適切な対応が求められる。

No. 11 心身障がい者扶養共済実施費に関する概要

事 業 名	心身障がい者扶養共済実施費				
予 算 額 (千 円)		予 算 額	国 庫	そ の 他	一 般 財 源
	令和3年度 (当初)	231,781	40,666	149,879	41,236
	令和2年度 (当初)	231,339	40,668	149,401	41,270
	令和2年度 (最終)	229,379	40,668	147,489	41,222
事 業 目 的	障がい児（者）の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中一定額の掛け金を納付することにより、保護者が死亡（または高度障がい）したときに、残された障がい児（者）に終身一定額の年金を支給し、障がい児（者）の生活の安定を図るとともに、将来に対し保護者が抱く不安の軽減を図る。				

概要	1 加入資格 県内に住所を置き、障がい児（者）を扶養する 65 歳未満の者											
	2 対象となる障がい児（者） <ul style="list-style-type: none"> ① 知的障がい者 ② 身体障がい者（障がい程度が等級表 1 級から 3 級までの者） ③ 永続的な障がいを有し、①または②と同程度の者 											
	3 年金額 月額 20,000 円（2 口加入者は月額 40,000 円）											
	4 弔慰金 加入期間 1 年以上で、障がい児（者）が加入者より先に死亡した場合、一時金として加入期間に応じて弔慰金を支給する。（2 口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1 年以上 ～5 年未満</th><th>5 年以上 ～20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者</td><td>30,000 円</td><td>75,000 円</td><td>150,000 円</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者</td><td>50,000 円</td><td>125,000 円</td><td>250,000 円</td></tr> </tbody> </table>		1 年以上 ～5 年未満	5 年以上 ～20 年未満	20 年以上	平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者	30,000 円	75,000 円	150,000 円	平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者	50,000 円	125,000 円
	1 年以上 ～5 年未満	5 年以上 ～20 年未満	20 年以上									
平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者	30,000 円	75,000 円	150,000 円									
平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者	50,000 円	125,000 円	250,000 円									
5 脱退一時金 加入期間 5 年以上の加入者が脱退または加入口数の減少（2 口加入者がそのうち 1 口やめる）した場合、加入期間に応じて脱退一時金を支給する。（2 口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>5 年以上 ～10 年未満</th><th>10 年以上 ～20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者</td><td>45,000 円</td><td>75,000 円</td><td>150,000 円</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者</td><td>75,000 円</td><td>125,000 円</td><td>250,000 円</td></tr> </tbody> </table>		5 年以上 ～10 年未満	10 年以上 ～20 年未満	20 年以上	平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者	45,000 円	75,000 円	150,000 円	平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者	75,000 円	125,000 円	250,000 円
	5 年以上 ～10 年未満	10 年以上 ～20 年未満	20 年以上									
平成 20 年 3 月 31 日 以前の加入者	45,000 円	75,000 円	150,000 円									
平成 20 年 4 月 1 日 以降の加入者	75,000 円	125,000 円	250,000 円									
事業主体　県												
根拠法令等　山形県心身障がい者扶養共済制度条例												

監査の結果、検出事項なし。

No. 12 特別障害者手当等支給事業費に関する概要

事 業 名	特別障害者手当等支給事業費				
予 算 額 (千 円)		予 算 額	国 庫	そ の 他	一 般 財 源
	令和3年度 (当初)	75,864	55,890		19,974
	令和2年度 (当初)	75,291	55,460		19,831
	令和2年度 (最終)	79,708	58,767		20,941
事 業 目 的	精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度障がい児・者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図る。				
概 要	1 特別障害者手当 58,584 千円 (国 3 / 4) (1) 対象者 精神または身体に重度の障がいを有するために日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方。 (2) 手当月額 令和3年4月～ 27,350 円 2 障害児福祉手当 15,223 千円 (国 3 / 4) (1) 対象者 精神または身体に重度の障がいを有するために日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方。 (2) 手当月額 令和3年4月～ 14,880 円 3 福祉手当 (経過措置分) 714 千円 (国 3 / 4) (1) 対象者 20 歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方。 (2) 手当月額 障害児福祉手當と同じ。 ※受給資格者、扶養義務者の前年の所得に応じ、支給制限あり。 4 事務費及び審査医師報酬 1,343 千円				
事 業 主 体	県、市				
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律				

監査の結果、検出事項なし。

No. 13 児童保護費に関する概要

事業名	児童保護費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	1,022,609	42,541		980,068
	令和2年度 (当初)	954,488	39,577	818	914,093
	令和2年度 (最終)	1,012,247	50,693		961,554
事業目的	障がい児入所支援に要する県の給付費及び入所措置した児童の保護に要する経費の支弁をするもの。また、障がい児通所支援、障がい児相談支援及びやむを得ない事由による措置については市町村が実施主体であるが、その費用の1/4を県が負担するもの。				
概要	1 県が入所給付決定した児童等がサービスの提供を受けた場合に、これに係る費用について給付費を支給する。 2 親の不在等により施設とサービス利用契約のできない障がい児につき、県が入所措置した児童の保護に要する経費を支弁する。 3 県立障がい児施設に係る児童等の給付費及び保護費は、県立施設運営費において別途計上しているが、障害児入所医療費については、県立施設入所児童分も、本事業費において予算措置している。 4 市町村が支弁する障害児通所給付費、障害児相談支援給付費及びやむを得ない事由による措置のうち、1/4を県が負担する。 【負担区分】 • 障がい児入所支援 国1/2、県1/2 • 障がい児通所支援、障がい児相談支援及びやむを得ない事由による措置 国1/2、県1/4、市町村1/4				
事業主体	• 障がい児入所支援 県 • 障がい児通所支援、障がい児相談支援及びやむを得ない事由による措置 市町村				
根拠法令等	• 障がい児入所支援：児童福祉法第24条の2、第27条及び第50条 • 障がい児通所支援、障がい児相談支援及びやむを得ない事由による措置：児童福祉法第21条の5の3、第21条の6、第24条の26及び第55条				

監査の結果、検出事項なし。

No. 14 自立支援医療給付費に関する概要

事業名	自立支援医療給付費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	1,870,305	795,097		1,075,208
	令和2年度 (当初)	1,826,235	794,569		1,031,666
	令和2年度 (最終)	1,871,635	794,569		1,077,066
事業目的	障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な次の医療に要する経費を支給する。				
概要	<p>1 医療費の公費負担</p> <p>(1) 育成医療 国1/2 県1/4 市町村1/4 障がい児（身体に障がいのあるものに限る。）の健全な育成を図るために、当該障がい児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療</p> <p>(2) 更生医療 国1/2 県1/4 市町村1/4 身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために、当該身体障がい者に対し行われるその更生のために必要な医療</p> <p>(3) 精神通院医療 国1/2 県1/2 精神障がいの適正な医療の普及を図るために、精神障がい者に対し当該精神障がい者が病院または診療所へ入院することなく行われる精神障がいの医療</p> <p>(4) 療養介護医療 国1/2 県1/4 市町村1/4 主として昼間に、医療と常時介護を要する障がい者に対し医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の援助のうち医療に係るもの</p> <p>2 公費負担医療費の審査支払、受給者証の交付に要する事務経費</p>				
事業主体	1 (3)、2は県 1 (1)、(2)、(4)は市町村				
根拠法令等	障害者総合支援法				

監査の結果、検出事項なし。

No. 15 重度心身障がい（児）者医療給付事業費に関する概要

事業名	重度心身障がい（児）者医療給付事業費																																	
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源																													
	令和3年度 (当初)	1,082,780			1,082,780																													
	令和2年度 (当初)	1,069,440			1,069,440																													
事業目的		重度心身障がい（児）者の保険診療に係る自己負担額について市町村 が助成する事業に要する経費に対して補助する。																																
概要	<p>1 対象者 市町村民税所得割の額が23万5千円未満で、かつ次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1、2級所持者 ・ 療育手帳A所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・ 国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給権者 等 <p>2 給付方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原則として現物給付 (2) 所得税課税者及びその被扶養者の一部負担金額は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院、外来、訪問看護 医療費の1割（負担上限額設定） ・ 入院時食事療養に係る標準負担額 460円／食 (3) 所得税非課税者及びその被扶養者の一部負担金額は 次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時食事療養に係る標準負担額 460円／食 <p>3 重度心身障がい（児）者医療の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> <th>H 3 0</th> <th>R 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成医療費 ※（千円）</td> <td>2,426,672</td> <td>2,376,324</td> <td>2,319,501</td> <td>2,285,056</td> <td>2,204,775</td> <td>2,201,712</td> </tr> <tr> <td>受診件数 (件)</td> <td>585,879</td> <td>591,503</td> <td>591,866</td> <td>580,582</td> <td>575,064</td> <td>572,893</td> </tr> <tr> <td>受給対象者数 (人)</td> <td>21,903</td> <td>21,665</td> <td>21,214</td> <td>20,949</td> <td>22,521</td> <td>22,041</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県及び市町村の助成医療費。事務費等は除く。</p> <p>4 補助率・負担区分 県1/2、市町村1/2</p>						年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	助成医療費 ※（千円）	2,426,672	2,376,324	2,319,501	2,285,056	2,204,775	2,201,712	受診件数 (件)	585,879	591,503	591,866	580,582	575,064	572,893	受給対象者数 (人)	21,903	21,665	21,214	20,949	22,521	22,041
年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1																												
助成医療費 ※（千円）	2,426,672	2,376,324	2,319,501	2,285,056	2,204,775	2,201,712																												
受診件数 (件)	585,879	591,503	591,866	580,582	575,064	572,893																												
受給対象者数 (人)	21,903	21,665	21,214	20,949	22,521	22,041																												
事業主体	市町村																																	

根拠法令等	山形県医療給付事業補助金交付規程
-------	------------------

監査の結果、検出事項なし。

No. 16 発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費に関する概要

事業名	発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	3,500	3,500	
	令和2年度 (当初)	3,500		3,500	
	令和2年度 (最終)	3,500		3,500	
事業目的	発達障がい児（者）の専門外来を有する庄内地域の医療機関に、医師の診察前後の家族支援や心理判定等を行うコメディカルを配置することにより、地域における発達障がい者等に対する支援体制の充実を図る。				
概要	1 実施主体等 山形県発達障がい者支援協力医療機関（鶴岡協立病院／小児科）への業務委託により実施する。 2 事業内容 業務委託先医療機関（小児科）に、コメディカル（公認心理師等）1人を配置し、担当医師の診察前後の家族支援や心理判定などを行う。 3 財源 繰入金（地域医療介護総合確保基金）				
事業主体	県（業務委託）				
根拠法令等	発達障害者支援法 山形県庄内地域発達障がい者支援体制機能強化事業実施要綱				

⑥ 現地調査要領・チェックリストの活用について（その1）【意見】

本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

令和元年度の包括外部監査でも意見として記載されているが、県は、「補助金等に

係る事務の適正な執行について」(平成20年3月26日付け財第271号総務部長通知)において、実績報告に係る審査を徹底するため現地調査または報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確実に確認することを各部局に求めている。

現地調査を実施している場合は、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったか、調査担当者が必要な確認が漏れないようするためにも、また上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であると考える。

県は、令和元年度の包括外部監査で意見した事項に対して、その措置として令和4年度に全序的に事例紹介をしているため、監査対象である令和3年度においては対応が図られていなかつたものと考えるが、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No.17 発達障がい者支援体制整備事業費に関する概要

事業名	発達障がい者支援体制整備事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	21,674	1,261	18,050
	令和2年度 (当初)	14,601	1,210	12,180	1,211
	令和2年度 (最終)	11,468	1,183	9,079	1,206
事業目的	発達障害者支援法に規定する発達障がい者について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を推進し、もって発達障がい者の福祉の向上を図る。				

概要	<p>1 県発達障がい者支援施策推進委員会の開催 発達障がい者の早期発見、就労支援、支援者の養成等について協議し、発達障がい者の支援施策などの推進を図る。</p> <p>2 圏域における理解促進事業 各圏域ごとに発達障がい者のライフステージに応じた支援体制のネットワークを構築するための会議や、理解促進と支援技術向上のための研修を行う。</p> <p>3 発達障がい者地域支援マネジャー 発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネジャー（会計年度任用職員）を配置し、発達障がい者の支援強化を図る。</p> <p>4 発達障がい児の二次障がい防止支援体制強化事業 (早期からの親子サポート事業) 各圏域の児童発達支援事業所等に事業を委託し、発達障がい児の家族や保育所への相談支援、やまがたサポートファイルの書き方講座やペアレントメンターの派遣を通した家族支援の強化を図る。</p> <p>5 発達障がい児（者）家族支援強化事業 発達障がい児（者）への切れ目ない支援のための「やまがたサポートファイル」の普及啓発と、先輩保護者として発達障がい児の保護者への相談支援を行うペアレントメンターを養成し、家族支援体制を強化する。</p> <p>6 発達障がい児地域診療体制確保事業 地域の身近な医療機関で発達障がいに関する適切な診療・助言等を受けられるよう「かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修会」を開催する。</p> <p>7 I C Tを活用した発達障がい早期地域コンサルティング事業 県内4地域の医療機関に公認心理師を配置し、発達検査と支援方法のアドバイスを行い、地域での早期支援につなげる。 ※発達障がい者支援センターの運営は、地域生活支援事業費で対応 ※1・2・3・5・6 国1/2 県1/2 4・7 繰入金（地域医療介護総合確保基金）</p>
事業主体	県（4と7の一部は業務委託）
根拠法令等	発達障害者支援法 地域生活支援事業実施要綱、地域生活支援促進事業実施要綱

⑦ 現地調査要領・チェックリストの活用について（その2）【意見】

本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出し

た様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

意見内容は「発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費」と同様であるため、そちらを参照されたい。

現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 18 精神保健福祉法施行事務費に関する概要

事業名	精神保健福祉法施行事務費				
予算額 (千円)	予算額	予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	11,292		11,292
		令和2年度 (当初)	10,698		10,698
	令和2年度 (最終)	10,859			10,859
事業目的	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に係る事務費				

概要	<p>1 精神科病院の実地指導検査（20病院） （1）診査医会議 （2）措置入院者、医療保護入院者及び任意入院者の実地診察、事務指導</p> <p>2 精神医療審査会（委員22名） （1）措置入院者定期病状報告書の審査 （2）医療保護入院者の入院届及び定期病状報告書の審査 （3）入院者等からの退院請求等に関する審査 （4）精神医療審査会報告書料の支払い（2,150円／件）</p> <p>3 精神保健福祉審議会（委員14名）</p> <p>4 連絡調整・会議 精神保健指定医会議等</p> <p>5 措置入院関係 （1）精神保健診察及び入院命令 （2）措置入院に伴う費用徴収 （3）仮退院の許可及び措置解除</p> <p>6 その他 （1）精神保健関係団体の育成 県精神保健福祉協会、県精神保健福祉社会連合会等 （2）第58回県精神保健福祉大会（主催：県精神保健福祉協会） （3）精神保健福祉業務電算システムの運用保守</p> <p>※ 予算額は、上記の事業実施に伴う医師、委員等報酬を除く</p>
事業主体	県
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

監査の結果、検出事項なし。

No. 19 精神保健福祉センター運営費に関する概要

事業名	精神保健福祉センター運営費				
予算額 (千円)	予算額	国庫	その他	一般財源	
	令和3年度 (当初)	15,663	242	683	14,783
	令和2年度 (当初)	20,653	247	683	19,723
	令和2年度 (最終)	21,799		684	20,868
事業目的	精神保健福祉に関する総合技術センターとしての精神保健福祉センターの運営に要する経費				
概要	1 保健所等関係機関に対する技術支援及び技術指導 2 精神保健福祉関係職員に対する教育研修 3 精神保健福祉に関する知識の普及、啓発 4 精神保健に関する調査研究 5 複雑困難な精神保健相談への対応 6 関係団体の育成、指導 7 山形県小白川庁舎の管理				
事業主体	県(精神保健福祉センター)				
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条 精神保健福祉センター運営要領				

監査の結果は、後述「県立障がい関連施設の往査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 20 精神保健福祉センター事業費に関する概要

事業名	精神保健福祉センター事業費												
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源								
	令和3年度 (当初)	1,708	266	70	1,372								
	令和2年度 (当初)	1,804	280	83	1,441								
	令和2年度 (最終)	1,470	280	83	1,107								
事業目的	精神保健福祉に関する相談指導のうち、複雑または困難な相談指導を行ふ。												
概要	1 特定相談指導事業 国1/3、県2/3 アルコール中毒等の酒害及び思春期精神保健に関する相談及び普及・啓発を行う。 【特定相談件数（思春期精神保健、アルコール関連問題）】 <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>相談件数</td> </tr> <tr> <td>思春期精神保健</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>アルコール関連問題</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>248</td> </tr> </table> 2 デイケア事業 精神発達の途上にある思春期の青少年に対し、生活指導、創作活動等を行うことにより、社会適応力の増進を図る。 3 社会復帰促進事業 国1/3、県2/3 精神障がい者が自立して地域で生活するための就労への支援のために、対象者の相談指導や関係者への研修等を行う。 注) 予算額は、特定相談指導事業に係る報酬、検査委託料及び精神保健福祉センター嘱託医報酬を除く。(補助率、負担区分等)					令和元年度	相談件数	思春期精神保健	76	アルコール関連問題	172	計	248
令和元年度	相談件数												
思春期精神保健	76												
アルコール関連問題	172												
計	248												
事業主体	県（精神保健福祉センター）												
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条 精神保健福祉センター運営要領 精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領												

監査の結果は、後述「県立障がい関連施設の往査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 21 精神科救急医療システム整備事業費に関する概要

事業名	精神科救急医療システム整備事業費					
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源	
	令和3年度 (当初)	52,818	26,233		26,585	
	令和2年度 (当初)	52,836	26,981		25,855	
事業目的		令和2年度 (最終)	52,837	26,251	26,586	
緊急な医療を必要とする精神障がい者等のため、休日・夜間を含む診療応需体制及び空床の確保等による受入医療機関を整備するとともに、適切な医療機関へのアクセスの手段を持たない精神障がい者について医療機関への移送体制の整備や、救急医療相談窓口となる精神科救急情報センターの運営による精神科救急医療システムを構築する。						
概要	1 連絡調整委員会の運営 199千円 (国庫1/2)					
	2 移送体制の整備 66千円 (国庫1/2)					
	3 精神科救急医療施設運営業務委託 42,705千円 (国庫1/2)					
	(休日) 23,000円／日					
	(夜間) 25,300円／日					
	(空床確保料) 12,400円／日					
	<u>精神科救急医療施設 (県内9精神科病院)</u>					
	<村山ブロック>					
	山形さくら町病院 (一部の月で置賜ブロックと兼任)					
	かみのやま病院					
	若宮病院 (一部の月で置賜ブロックと兼任)					
	秋野病院					
	<置賜ブロック>			<庄内・最上ブロック>		
	佐藤病院			県立こころの医療センター		
	米沢こころの病院					
	吉川記念病院					
	公立置賜総合病院					
	4 精神科救急情報センターの運営 9,848千円 (国庫1/2)					
事業主体	県					

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神科救急医療体制整備事業実施要綱
-------	--

監査の結果、検出事項なし。

No. 22 精神障がい者地域生活移行支援事業費に関する概要

事業名	精神障がい者地域生活移行支援事業費				
		予算額	国庫	その他	一般財源
予算額 (千円)	令和3年度 (当初)	3,589	682	2,224	683
	令和2年度 (当初)	3,589	682	2,224	683
	令和2年度 (最終)	2,736	682	1,840	214
事業目的	入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療を目指すことになり、今後、長期入院者等の退院に向けた取り組みの強化が求められることから、退院促進、退院後の地域生活の継続を目的とした事業を展開する。				

概要	<p>1 精神障がい者地域移行推進会議等の開催 514 千円 (国庫 1 / 2)</p> <p>圏域ごと及び県域において保健、医療、福祉の関係者が精神障がい者の地域移行に関する地域課題の共有と地域移行の促進のための取組みに関する協議を行い、精神障がい者の退院促進と地域への定着に向けた意識醸成を行うとともに、具体的な取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 精神障がい者地域移行推進会議 (2) 山形県精神障がい者地域移行推進チーム会議 <p>2 地域援助事業者退院支援委員会参画促進事業 432 千円（地域医療介護総合確保基金 10/10）</p> <p>精神科医療機関の院内委員会において、入院中の精神障がい者の退院支援に関する相談支援事業所等の参画促進を図るため、委員会への参画で発生する経費に対し助成を行う。</p> <p>3 精神障がい者相談体制支援事業 1,792 千円（地域医療介護総合確保基金 10/10）</p> <p>精神科病院を退院した精神障がい者の地域生活を継続させ、再入院を防ぐための相談支援体制の強化及び日中活動の場確保を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援事業所等向けの個別相談会の実施（集団 2 回及び随時） (2) 精神疾患に特化した研修会の開催（4 圏域） <p>4 精神障がい者理解促進啓発事業 851 千円（国庫 1 / 2）</p> <p>一般県民及び精神障がい者家族の精神疾患に対する理解を深め、精神障がい者の地域生活への円滑な移行に資するため、精神障がいに関する正しい知識の普及に関する講演会、研修会を開催するとともに、精神障がい者の作品展示を県内各地で開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 心のフェスティバル開催（県内一円。講演会は村山地区開催） (2) 精神疾患理解促進研修会
事業主体	県
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

⑧ 現地調査要領・チェックリストの活用について（その 3）【意見】

本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出し

た様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

意見内容は「発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費」と同様であるため、そちらを参照されたい。

現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 23 地域生活支援事業費に関する概要

事業名	地域生活支援事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)			
	令和2年度 (当初)	170,789	21,583	1,792	147,414
	令和2年度 (最終)	172,009	21,448	1,773	148,788
事業目的	障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行うとともに、市町村が実施する地域生活支援事業に要する経費を補助する。				
	○県地域生活支援事業 1～34 44,757 千円（国庫1/2） 県地域生活支援事業 35～36 1,143 千円（県単） ○市町村地域生活支援事業への補助金 37 124,889 千円				
概要	1 発達障がい者支援センター運営事業（3,658 千円） 「山形県発達障がい者支援センター」（平成17年10月開所、こども医療療育センター内）に専任職員を配置するなどして、発達障がい者の相談・援助を行うとともに、発達障がいを正しく理解してもらうための研修会や講演会などを開催する。 2 高次脳機能障がい支援普及事業（12,568 千円） 「山形県高次脳機能障がい者支援センター」に専任コーディネーターを配置し、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいの支援手法に関する研修などをを行う。 （1）「山形県高次脳機能障がい者支援センター」				

	<ul style="list-style-type: none"> ・国立病院機構山形病院（平成 20 年 12 月開所、山形市）への委託事業 ・平成 24 年度から、社会復帰トレーニング事業として、若年の高次脳機能障がい者を対象に社会的自立を目指し、日中活動の場、社会復帰訓練の場を提供しグループワークを通じた社会復帰トレーニングを行う。 <p>(2) 「山形県庄内高次脳機能障がい者支援センター」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡協立リハビリテーション病院（平成 23 年 7 月開所、鶴岡市）への委託事業 <p>3 手話通訳者養成研修事業（1,800 千円）</p> <p>聴覚障がい者の意思疎通支援の手段を確保するため、手話通訳者養成講座、通訳者登録試験、資質向上研修を実施し、手話通訳者を養成する。</p> <p>4 手話通訳者養成研修事業（奉仕員ステップアップ研修事業）（150 千円）</p> <p>手話奉仕員ステップアップ研修を行い、奉仕員の知識と技術の向上を図る。</p> <p>5 通訳者等現任研修会開催事業（60 千円）</p> <p>手話通訳、要約筆記及び盲ろう者向け通訳・介助の現任研修会を開催する。</p> <p>※聴覚障害者情報提供施設事業費から平成 30 年度に移行</p> <p>6 手話通訳者指導者養成事業（837 千円）</p> <p>手話通訳者養成研修の講師を担う人材を養成するため、手話通訳者を全国団体が実施する指導者養成研修会に派遣する。</p> <p>※聴覚障害者情報提供施設事業費から平成 30 年度に移行</p> <p>7 要約筆記者養成研修事業（526 千円）</p> <p>中途失聴者等の聴覚障がい者の意思疎通支援の手段を確保するため、要約筆記者養成講座を開催し、要約筆記者を養成する。</p> <p>8 要約筆記者登録試験実施事業（243 千円）</p> <p>要約筆記者養成講座の修了者等を対象に、「全国統一要約筆記者認定試験」を実施し、合格者を要約筆記者として登録する。</p> <p>9 要約筆記者指導者養成事業（319 千円）</p> <p>要約筆記者養成講座において、指導者として講師を務めることができる人材を養成するため、全国団体が実施する指導者養成研修会へ通訳者を派遣する。</p> <p>10 失語症向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業（59 千円）</p>
--	---

	<p>失語症者向け意思疎通支援者を養成する指導者となる者を、国が実施する指導者養成研修へ派遣する。</p> <p>11 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座開催事業（850 千円） 聴覚障がい及び視覚障がいを併せ持つ盲ろう者の意思疎通の手段を確保するため、養成講座を開催し、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。</p> <p>12 盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成事業（99 千円） 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座において、指導者として講師を務めることができる人材を養成するため、全国団体が実施する指導者養成研修会へ通訳者を派遣する。</p> <p>13 団体行事に対する要約筆記者等派遣事業（510 千円） 全県規模の集会及び会議などに対し、要約筆記者や要約筆記奉仕員を派遣する。</p> <p>14 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（2,487 千円） 盲ろう者の意思疎通の手段を確保するため、通訳・介助員を派遣する。</p> <p>15 相談支援体制整備事業（381 千円） 相談支援に関する相談支援推進員を設置し、地域におけるネットワークを構築するとともに、相談支援体制の整備を推進する。</p> <p>16 身体・知的障害者相談員活動強化事業（3,567 千円） 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に対し、情報提供や相談対応能力等の向上のための研修会等を実施する。</p> <p>17 音声機能障害者発声訓練事業（248 千円） 音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。</p> <p>18 音声機能障害者発声訓練事業・発声訓練指導者養成事業（27 千円） 音声機能発声訓練を行う指導者を養成するため、全国研修へ参加する。</p> <p>19 オストメイト社会適応訓練事業（192 千円） ストマ用装具装着者に対し、装具の使用方法について正しい知識を付与する講習会を開催する。</p> <p>20 手話通訳者設置事業（事業費）（221 千円） 設置している手話通訳者の派遣旅費及び通訳者の派遣調整を行うための事務費。</p> <p>21 字幕入り映像ライブラリー等整備事業（457 千円） 聴覚障がい者への情報提供を目的として、字幕を挿入したD</p>
--	--

	<p>V D等を購入する。</p> <p>22 字幕入り動画制作事業 (104千円) 聴覚障がい者への情報提供を目的として、災害対策や地元情報等について、字幕を挿入したD V D等を制作する。</p> <p>23 点字による即時情報ネットワーク事業 (350千円) 新聞などの最新情報をインターネット通信システムで受け取り、視覚障がい者に対し点字物等として迅速に提供する。</p> <p>24 社会参加推進センター運営事業 (4,310千円) 障がい者の幅広い相談に応じる窓口「障がい者 110 番」の運営等を行う。</p> <p>25 点訳・朗読奉仕員養成事業 (520千円) 視覚障がい者のための点字図書及び録音図書などを作成する点訳奉仕員、朗読奉仕員、音訳校正ボランティア及び音訳編集ボランティアを養成するとともに、資質向上のための研修会を開催する。</p> <p>26 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (4,117千円) 第 21 回全国障害者スポーツ大会（令和 3 年度 三重県開催）への出場選手選考会としての競技別大会、レクリエーション大会等を開催する。</p>
【令和 3 年度山形県障がい者スポーツ大会】※令和 3 年 4 月時点の計画	
・競技別大会	
陸上	5 月 15 日(土) 山形県総合運動公園
水泳	5 月 23 日(日) 山形県総合運動公園
アーチェリー	5 月 16 日(日) 山形県リハビリセンター
卓球	5 月 22 日(土) 山形県総合運動公園
フライングディスク	6 月 5 日(土) 山形県総合運動公園
ボッチャ	6 月 12 日(土) 山形県総合運動公園
バレーボール (精神)	10 月 16 日(土) 上山市体育文化センター
・レクリエーション大会	
身体障がい者大会	9 月 11 日(土) 山形県総合運動公園
知的障がい者大会	9 月 30 日(木) 山形県総合運動公園

	<p>・地区レクリエーションの集い</p> <table> <tbody> <tr> <td>村山地区</td><td>11月6日（土）</td><td>上山市南部体育館</td></tr> <tr> <td>最上地区</td><td>10月30日（土）</td><td>戸沢村中央公民館</td></tr> <tr> <td>置賜地区</td><td>11月7日（日）</td><td>小国町町民総合体育館</td></tr> <tr> <td>庄内地区</td><td>未定</td><td>庄内町総合体育館</td></tr> </tbody> </table>	村山地区	11月6日（土）	上山市南部体育館	最上地区	10月30日（土）	戸沢村中央公民館	置賜地区	11月7日（日）	小国町町民総合体育館	庄内地区	未定	庄内町総合体育館
村山地区	11月6日（土）	上山市南部体育館											
最上地区	10月30日（土）	戸沢村中央公民館											
置賜地区	11月7日（日）	小国町町民総合体育館											
庄内地区	未定	庄内町総合体育館											
27	心の輪を広げる障がい者理解促進事業（286千円） 障がい者に対する理解を深めるとともに、障害者週間の啓発を図るため、体験作文及びポスターを募集し、入賞者の表彰を行う。												
28	身体障がい者補助犬育成事業（1,830千円） 身体障がい者補助犬を使用することによって社会参加が促進されると見込まれる者に対し補助犬を給付する。												
29	パソコンボランティア養成・派遣事業（2,907千円） 障がい者のパソコン使用に際し、サポートを行うパソコンボランティアを養成するとともに、障がい者の要望に応じ派遣を行う。												
30	中途失明者緊急生活訓練事業（91千円） 中途失明者に対し、家庭生活等に必要な訓練、点字指導等を行うとともに、福祉制度や日常生活用具に関する情報提供を行う。												
31	視覚障がい者生活訓練事業（300千円） 視覚障がい者が、社会・家庭生活を営むために必要な一般教養、健康管理、調理及び家事等について、講習会を開催する。												
32	聴覚障がい者生活訓練事業（110千円） 聴覚障がい者が社会・家庭生活を営むために必要な意思疎通の方法等の講習会を開催する。												
33	パソコン利用促進事業（273千円） 聴覚障がい者を対象としてそれぞれの障がいの特性に応じたＩＴ講習会を開催する。												
34	パソコン利用促進事業（300千円） 視覚障がい者を対象としてそれぞれの障がいの特性に応じたＩＴ講習会を開催する。 (以上 補助率、負担区分等：国1/2、県1/2)												
35	障がい児等療育支援事業（952千円） 県こども医療療育センターの専門性を活かし、在宅の障がい児												

	<p>(者) 及びその家族に対し療育指導、相談支援などを行う。</p> <p>36 県自立支援協議会事業 (191千円) 圏域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として自立支援協議会を設置する。</p> <p>(以上 県事業)</p> <p>37 市町村地域生活支援事業費補助 (124,889千円) 障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ市町村が実施する地域生活支援事業等(市町村事業費 財源内訳:国1/2、県1/4、市町村1/4)に対し、事業に要する経費を補助する。</p> <p>(以上 補助率、負担区分等:県10/10)</p>
事業主体	県
根拠法令等	障害者総合支援法 地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援促進事業実施要綱

監査の結果、検出事項なし。

No. 24 障害者就業・生活支援センター事業費に関する概要

事業名	障害者就業・生活支援センター事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
	令和3年度 (当初)	27,272	13,635		13,637
	令和2年度 (当初)	27,272	13,635		13,637
	令和2年度 (最終)	27,098	11,824		15,274
事業目的	「障害者就業・生活支援センター」に専任職員を配置し、障がい者の職業生活における自立を促進するため、就職を希望する障がい者、または在職中の障がい者に対し、雇用及び福祉の関係機関と連携して、就業面及び就業に必要な生活習慣を身につけることや体調管理、金銭管理等の日常生活面での助言指導など一体的な支援を行う。				

概要	<p>山形労働局との共同業務委託事業として実施する。</p> <p>(国1/2・県1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 委託先：社会福祉法人山形県社会福祉事業団 <ul style="list-style-type: none"> ・置賜障害者就業・生活支援センター（長井市）平成14年5月開所 ・庄内障害者就業・生活支援センター（酒田市）平成18年4月開所 2 委託先：社会福祉法人友愛の里 <ul style="list-style-type: none"> ・最上障害者就業・生活支援センター（新庄市）平成23年4月開所 3 委託先：社会福祉法人山形県コロニー協会 <ul style="list-style-type: none"> ・村山障害者就業・生活支援センター（山形市）令和2年4月開所※ <p>※平成17年7月～令和2年3月まで社会福祉法人山形県社会福祉事業団が運営主体として実施していたが、令和2年4月から変更。</p>
事業主体	県（委託）
根拠法令等	障害者雇用促進法 障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について（厚生労働省通知） 障害者総合支援法 地域生活支援事業等実施要綱 地域生活支援促進事業実施要綱

⑨ 現地調査要領・チェックリストの活用について（その4）【意見】

本事業費に関して、業務完了報告書（添付書類含む）と支出関係書類等を検査時に確認しているが、業務受託者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

意見内容は「発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費」と同様であるため、そちらを参照されたい。

現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 25 障がい者スポーツ育成事業費に関する概要

事 業 名	障がい者スポーツ育成事業費			
予 算 額 (千 円)		予算額	国 庫	その他の財源
		令和3年度 (当初)	9,598	
	令和2年度 (当初)	9,346		9,346
	令和2年度 (最終)	2,677		2,677
事 業 目 的	全国障害者スポーツ大会への山形県選手団派遣事業などを行う。			
概 要	第 21 回全国障害者スポーツ大会山形県選手団派遣 9,598 千円（県 10／10） 大会に派遣する本県選手・役員の選考推薦、派遣手続き及び大会期間中の引率など <ul style="list-style-type: none"> ・会 期 令和3年 10月 23日（土）～10月 25日（月） ・派 遣 先 三重県 ・派 遣 期 間 令和3年 10月 21日（木）～10月 26日（火）まで (5泊6日) ・派 遣 人 数 選手 26人（個人競技）、役員 25人 計 51人 			
事 業 主 体	県（委託）			
根拠法令等	スポーツ基本法 全国障害者スポーツ大会について（H10 厚生省担当部長通知）など			

⑩ 現地調査要領・チェックリストの活用について（その5）【意見】

本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。

意見内容は「発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費」と同様であるため、そちらを参照されたい。

現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において現地調査要領や現地調査チェックシートを作成するなど徹底されたい。

No. 26 障がい者スポーツによる共生社会推進事業費に関する概要

事 業 名	障がい者スポーツによる共生社会推進事業費				
予 算 額 (千 円)		予算額	国 庫	そ の 他	一 般 財 源
		令和3年度 (当初)	9,809	4,904	4,905
	令和2年度 (当初)	10,938	5,448		5,490
	令和2年度 (最終)	9,289	4,624		4,665
事 業 目 的	障がい者スポーツを通した障がいのある人とない人の交流機会を創出し、障がい者に対する県民の理解を深め、障がい者スポーツにおける競技力の向上や普及振興を図り、障がい者の自立と社会参加を促進する。				

概要	<p>1 障がい者スポーツ団体への補助 9,559 千円（国 1/2、県 1/2）</p> <p>(1) 交流機会の創出・障がい者スポーツ振興・選手の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係団体との情報交換・選手の情報収集 ② 各種障がい者スポーツの出前教室の実施、指導員派遣 ③ 障がい者スポーツの専用サイトによる県民への障がい者スポーツの情報発信 ④ 交流機会の創出・障がい者スポーツ普及・選手の発掘のためのアドバイザーの配置 <p>(2) 選手サポート体制の構築・選手による社会貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者スポーツ指導員等の養成 ② 全国大会を目指す選手へのトレーニングの実施 ③ 全国大会出場・強化合宿等の支援 ④ 障がい者スポーツ指導強化・社会貢献支援専任職員の配置 <p>(3) 全国競技団体とのコーディネート・共生社会好事例集発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内選手と全国競技団体とのコーディネート ② スポーツコーディネーターの設置・共生社会好事例集発信等 <p>※ 障がい者スポーツボランティア活動の推進については、障がいのある人もない人も共生する社会づくり事業費に計上(126 千円)</p> <p>※ パラリンピック等で活躍が期待される選手への専門的支援、障がい者アスリート支援専任職員の配置、選手への競技活動支援については、パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業費に計上 (9,068 千円)</p> <p>※ 上記事業（障がい者スポーツ団体への補助 9,559 千円、障がいのある人もない人も共生する社会づくり事業の一部 126 千円、パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業 9,068 千円）は山形県障がい者スポーツ普及振興事業費補助金としてまとめて障がい者スポーツ団体に交付</p> <p>2 山形県障がい者スポーツ競技力向上等検討委員会の設置・運営 250 千円（国 1/2、県 1/2）</p> <p>(1) 検討委員会における競技力向上の方策の検討</p>
事業主体	県（障がい者スポーツ団体に対する補助等）
根拠法令等	スポーツ基本法 山形県障がい者スポーツ普及振興事業費補助金交付要綱

監査の結果、検出事項なし。

No. 27 パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業費に関する概要

事業名	パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	9,068	4,534	4,534
	令和2年度 (当初)	9,068	4,534		4,534
	令和2年度 (最終)	8,468	4,234		4,234
事業目的	パラリンピック等を契機として、障がい者スポーツへの関心を高め、競技人口の拡大・選手層の充実・本県選手の更なる活躍という障がい者スポーツ振興の好循環を生み出し、障がい者の社会参加及び障がいに対する県民理解を促進するため、選手への支援を強化する。				
概要	1 障がい者スポーツ団体への補助 9,068千円（国1/2 県1/2） (1) 選手への競技活動支援 (3,600千円) パラリンピック等で活躍が期待される選手の競技力向上を図るため、国際・国内大会出場や日常トレーニングなどの競技活動に係る経費の一部を助成(選手の競技レベルに応じて年間 10～60 万円の助成上限を設定) (2) スポーツ医・科学による重点支援 (5,468千円) • 選手の基礎的能力の向上のため、専門家と連携して日常的に選手を支援する障がい者アスリート支援専任職員の配置 • 選手のニーズに応じ、スポーツ医・科学（栄養、心理、コンディショニング等）の専門家による個別的指導・支援				
事業主体	県（障がい者スポーツ団体に対する補助）				
根拠法令等	山形県障がい者スポーツ普及振興事業費補助金交付要綱				

監査の結果、検出事項なし。

No. 28 身体障がい者保養所運営費（東紅苑）に関する概要

事業名	身体障がい者保養所運営費（東紅苑）				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	36,715		36,715

	令和2年度 (当初)	32,980			32,980
	令和2度 (最終)	44,045			44,045
事業目的	身体障がい者及びその家族に機能回復、健康の増進、レクリエーションの場として低廉な料金でサービスを提供し、福祉の向上に寄与する。				
概要	指定管理者制度導入施設として、(福)山形県身体障害者福祉協会へ業務委託している。				
	1 施設概要				
	(1) 名称 山形県身体障がい者保養所 東紅苑				
	(2) 指定管理者 (福)山形県身体障害者福祉協会				
	(3) 宿泊定員 36人(客室11室)				
	(4) 設置場所 東根市温泉町二丁目16-1				
	2 東紅苑利用者の推移				
	単位：人				
	年度	H23	H24	H25	H26
	宿泊	7,148	7,537	6,930	6,297
概要	休憩	1,600	1,759	1,845	1,657
	合計	8,748	9,296	8,775	7,954
	年度	H28	H29	H30	R1
	宿泊	5,365	4,590	4,245	3,864
概要	休憩	1,398	1,135	1,256	1,194
	合計	6,763	5,725	5,501	5,058
	3 運営費 指定管理料(委託料) 令和3年度予算 36,715千円(県単)				
事業主体	4 特記事項 新型コロナウイルス感染症の影響により利用客が激減しており、収入に大きな影響が出ている。令和2年度分については、指定管理料の再算定を行い、増額した。				
	5 県				
6 根拠法令等 山形県身体障がい者保養所条例					

監査の結果は、後述「社会福祉法人等に対する指導監査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 29 点字図書館運営費に関する概要

事業名	点字図書館運営費				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	30,936	11,558	19,378
	令和2年度 (当初)	31,042	11,446		19,596
	令和2年度 (最終)	31,297	11,558		19,739
事業目的	視聴覚障がい者情報提供施設として、視覚障がい者の教養と文化の向上に資し、もって視覚障がい者の福祉の増進に寄与する。				

概要	指定管理者制度導入施設として、(福)山形県身体障害者福祉協会へ業務委託している。																																
	1 施設概要																																
	(1) 名 称	山形県立点字図書館																															
	(2) 所 在 地	山形市十日町一丁目6番6号																															
	(3) 設 置 主 体	県																															
	(4) 開 館	昭和53年5月1日																															
	2 利用状況																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th><th colspan="3">蔵 書 数</th></tr> <tr> <th>点字図書</th><th>録音図書</th><th>CD録音図書</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td><td>22,755</td><td>31,501</td><td>4,033</td></tr> <tr> <td>27</td><td>23,234</td><td>31,676</td><td>4,192</td></tr> <tr> <td>28</td><td>23,672</td><td>31,852</td><td>4,376</td></tr> <tr> <td>29</td><td>24,013</td><td>32,021</td><td>4,547</td></tr> <tr> <td>30</td><td>24,361</td><td>32,022</td><td>4,703</td></tr> <tr> <td>1</td><td>24,754</td><td>32,023</td><td>4,850</td></tr> </tbody> </table>			年 度	蔵 書 数			点字図書	録音図書	CD録音図書	26	22,755	31,501	4,033	27	23,234	31,676	4,192	28	23,672	31,852	4,376	29	24,013	32,021	4,547	30	24,361	32,022	4,703	1	24,754	32,023
年 度	蔵 書 数																																
	点字図書	録音図書	CD録音図書																														
26	22,755	31,501	4,033																														
27	23,234	31,676	4,192																														
28	23,672	31,852	4,376																														
29	24,013	32,021	4,547																														
30	24,361	32,022	4,703																														
1	24,754	32,023	4,850																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th><th colspan="3">貸 出 数</th></tr> <tr> <th>点字図書</th><th>録音図書</th><th>CD録音図書</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td><td>2,376</td><td>10,053</td><td>3,904</td></tr> <tr> <td>27</td><td>2,376</td><td>9,806</td><td>4,237</td></tr> <tr> <td>28</td><td>1,701</td><td>8,087</td><td>4,812</td></tr> <tr> <td>29</td><td>1,769</td><td>6,374</td><td>5,405</td></tr> <tr> <td>30</td><td>1,682</td><td>5,159</td><td>5,792</td></tr> <tr> <td>1</td><td>1,598</td><td>3,203</td><td>5,878</td></tr> </tbody> </table>			年 度	貸 出 数			点字図書	録音図書	CD録音図書	26	2,376	10,053	3,904	27	2,376	9,806	4,237	28	1,701	8,087	4,812	29	1,769	6,374	5,405	30	1,682	5,159	5,792	1	1,598	3,203	5,878
年 度	貸 出 数																																
	点字図書	録音図書	CD録音図書																														
26	2,376	10,053	3,904																														
27	2,376	9,806	4,237																														
28	1,701	8,087	4,812																														
29	1,769	6,374	5,405																														
30	1,682	5,159	5,792																														
1	1,598	3,203	5,878																														
3 運 営 事 業																																	
(1) 人件費（正職員5人、臨時職員2人）																																	
(2) 管理運営費（維持管理）																																	
(3) 点字情報提供促進事業																																	
① サピエネット活用事業																																	
② 点字図書普及事業																																	
③ ボランティア支援事業																																	
④ OA化推進事業																																	

	4 運営費 指定管理料（委託料）令和3年度予算 30,534千円（国庫1/2） 電気料（村山保健所へ配当替） 402千円（国庫1/2）
事業主体	県
根拠法令等	身体障害者福祉法第28条第1項及び同法第34条 山形県立点字図書館条例

監査の結果は、後述「社会福祉法人等に対する指導監査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 30 障がい者福祉ホーム運営費（ふれあいの家）に関する概要

事業名	障がい者福祉ホーム運営費（ふれあいの家）				
予算額 (千円)		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	13,349	6,674	6,675
	令和2年度 (当初)	12,815	6,407		6,408
	令和2年度 (最終)	12,815	4,075		8,740
事業目的	障がい者の地域生活を支援するため、福祉ホーム「県立ふれあいの家」の管理運営を行う。				
概要	指定管理者制度導入施設として、(福)山形県身体障害者福祉協会へ業務委託している。 1 施設概要 (1) 名称 福祉ホーム 県立ふれあいの家 (2) 入居定員 20人 (3) 施設の場所 山形市長町二丁目 10-20 2 運営費 指定管理料（委託料）令和3年度予算 13,210千円（国庫1/2） 土地借用料 139千円（国庫1/2）				
事業主体	県				
根拠法令等	障害者総合支援法 山形県立ふれあいの家条例				

監査の結果は、後述「社会福祉法人等に対する指導監査」において記載しているため、そちらを参照されたい。

No. 31 障がい者就労支援事業費に関する概要

事 業 名	障がい者就労支援事業費				
予 算 額		予算額	国庫	その他	一般財源
		令和3年度 (当初)	8,233	3,014	5,219
	令和2年度 (当初)	8,569	3,182		5,387
	令和2年度 (最終)	7,280	2,538		4,742
事 業 目 的	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、第四期山形県工賃向上計画に基づく方策により、就労継続支援B型事業所等の工賃の向上を図る。				

概要	<p>1 福祉系専門コンサルタントによるビジネスモデル創出支援事業 3,202千円（国1/2・県1/2） 福祉系専門コンサルタントを活用したスキルアップ研修会の開催及び新たなビジネスモデルの創出・実現に向けた個別指導を行う。</p> <p>2 工賃向上コーディネーターによる実行支援事業 2,691千円（国1/2・県1/2） 工賃向上の計画実行に必要な支援が受けられる公的機関や取引が可能と考えられる民間企業などの紹介や取次ぎ等を行う。</p> <p>3 障がい福祉施設商品開発・改良支援事業 2,203千円（県10/10） 福祉系専門コンサルタントや工賃向上コーディネーターによる指導・助言を受けた事業所を対象に、商品開発・改良等に必要な備品購入等に対する補助を行う。 補助率：1/2、補助金限度額：500千円</p> <p>4 障がい者施設商品の販売促進の場・機会の提供支援 137千円（国1/2・県1/2） コンビニエンスストア駐車場で開催する販売会の開催や、県庁舎内での販売機会を提供する。</p> <p>5 障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進 優先調達方針を策定し、障がい者就労施設等の物品及び役務の優先調達を推進する。</p>
事業主体	県（一部委託）
根拠法令等	<p>障害者総合支援法 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（厚生労働省通知） 第四期山形県工賃向上計画 工賃向上計画支援等事業の実施について（厚生労働省通知） 地域生活支援促進事業実施要綱 障害者優先調達推進法</p>

監査の結果、検出事項なし。